

第 10 回

熊本県議会

# 環境対策特別委員会会議記録

平成21年3月13日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 10 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成21年3月13日（金曜日）

午前10時 開議  
午後 0時40分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員 長 鬼 海 洋 一  
副委員 長 吉 永 和 世  
委員 西 岡 勝 成  
委員 岩 中 伸 司  
委員 堤 泰 宏  
委員 城 下 広 作  
委員 井 手 順 雄  
委員 福 島 和 敏  
委員 佐 藤 雅 司  
委員 森 浩 二  
委員 船 田 公 子  
委員 山 口 ゆたか  
委員 浦 田 祐三子  
委員 内 野 幸 喜  
委員 高 野 洋 介  
委員 増 永 慎一郎

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部 長 村 田 信 一

次 長 江 副 健 二

次 長 中 山 寛

環境政策課長 榎木野 史 貴

環境政策監兼環境政策課

環境立県推進室長 森 永 政 英

環境保全課長 福 留 清 秀

水環境課長 小 嶋 一 誠

自然保護課長 久 保 尋 歳

廃棄物対策課長 山 本 理

廃棄物公共関与政策監兼

廃棄物対策課

公共関与推進室長 山 口 洋 一

地域振興部

政策審議員兼

交通対策総室課長補佐 中 川 誠

商工観光労働部

次長 竹 上 嗣 郎

産業支援課長 前 田 正 夫

農林水産部

次 長 三 島 和 隆

次 長 堤 泰 博

政策調整審議員兼

農林水産政策課課長補佐 浜 田 義 之

首席農林水産審議員兼

農業技術課長 藤 井 正 範

畜産課長 高 野 敏 則

農村整備課長 榎 純 一

森林整備課長 織 田 央

林業振興課長 下 林 恭

森林保全課長 藤 崎 岩 男

水産振興課長 岩 下 徹

漁港漁場整備課長 久保田 義 信

農業研究センター所長 久 保 研 一

水産研究センター所長 吉 田 好一郎

土木部

次 長 天 野 雄 介

土木技術管理室長 田 口 覺

土木審議員兼  
道路整備課課長補佐 手 島 健 司  
河川課長 野 田 善 治  
港湾課長 大 塚 徹  
土木審議員兼  
都市計画課課長補佐 林 俊一郎  
土木審議員兼  
都市計画課景観公園室長 大 谷 祐 次  
下水環境課長 中 庭 安 一

教育委員会事務局  
義務教育課長 木 村 勝 美

企業局  
次 長 上 野 幸 一  
工務課長 福 原 俊 明

警察本部  
交通部参事官 新 藤 俊 博

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 内 田 豊  
議事課課長補佐 中 村 時 英

午前10時開議

○鬼海洋一委員長 皆さんおはようございます。ただいまから、第10回環境対策特別委員会を開催いたします。

なお、本委員会に5名の傍聴の申し込みがっておりますので、これを認めることといたします。

開会に当たりまして、御報告を申し上げます。

前回の委員会におきまして、瀬戸石ダムの環境対策充実に関する要望を御承認いただきましたが、昨年12月16日に、私と吉永副委員長が、執行部同行の上、福岡市にあります電源開発株式会社の九州支社に出向きまして要望を行ってまいりました。

電源開発株式会社からは、九州支社長等が対応し、企業局とはこれまでも情報交換を行ってきたが、今後も引き続き、県との連携を

図りたい旨の回答でありました。

さらに、本年2月には、瀬戸石ダム等の西日本地域の所管施設の総括責任者である西日本支店長が本議会に来訪していただきまして、今後、熊本県の関係部局や国土交通省等の関係機関と十分協議の上、連携、協力を図りたい旨の回答がありました。

以上、要望に関する概要報告でございました。

それでは、座らせていただきまして、続きまして、執行部を代表して、村田環境生活部長から、あいさつをお願いいたします。どうぞ。

○村田環境生活部長 おはようございます。執行部を代表して、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、産業廃棄物処理施設の公共関与の推進、それから有明海、八代海の再生、さらには、地球温暖化対策について御尽力をいただき、深く感謝を申し上げます。

さて、これらの3つの付託調査事件につきましては、今年度も、執行部におきまして、各施策、事業の着実な実施に取り組んでまいりました。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与の推進についてですけれども、最終処分場の整備に向けましては、地元の御理解が第一と考えておりまして、施設の基本設計の策定や環境影響評価手続を進めますとともに、地元を初めとした関係者の方々への説明を重ねております。

また、有明海、八代海の再生につきましては、県議会からの提言に基づきまして、生活排水対策における下水道などの整備、覆砂や作濘などの漁場改善、資源管理等による水産資源の回復、調査研究などに取り組んでまいりました。

さらに、地球温暖化対策については、温室

効果ガスの排出削減や二酸化炭素の吸収に関する対策などを推進してまいりましたが、当委員会におかれましては、この1年間の審議などに基づきまして、温室効果ガスの排出削減対策を中心とした御議論を取りまとめられるというふうに伺っております。

本日の議題についてですが、3件の付託調査事件につきまして、本年度の取り組み実績や来年度の取り組み予定などについて御説明いたします。3件の報告事項を含めまして、詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○鬼海洋一委員長 では、お手元に配付の委員会次第に従いまして、審議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、執行部から説明を受け、その後、質疑を行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、多くの皆さん方から報告をいただくことになっておりますが、説明につきましては簡潔にお願いいたします。

それでは、執行部から説明をお願いします。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件。

山本廃棄物対策課長、お願いします。座ってください。

○山本廃棄物対策課長 ありがとうございます。失礼させていただきます。

それでは、説明資料の2ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備について御報告いたします。

1の平成20年度の主な取り組みとして、まず、(1)住民説明会等の開催でございますが、処分場の建設に当たっては、何よりもまず地元の御理解が第一であり、機会をとらえまして住民説明会等を実施いたしております。

主な説明の内容といたしましては、地質・地下水調査等の結果、基本設計、環境影響評価方法書の概要などにつきまして、これまで17回の説明会を開催しております。

また、米印のところに記載しておりますように、今月中に5回、周辺地区の全世帯を対象として住民説明会を開催する予定でございます。

(2)の基本設計の策定でございます。

現地の測量、地質調査等の結果を踏まえまして、昨年9月に基本設計を策定いたしました。概要は次のページに記載しておりますが、現地の地形的な制約、最近の廃棄物の処理動向の両面から、埋め立て容量約45万立米としております。

詳細につきましては、現在進めております環境アセスメントの結果も含め、平成22年度に計画をいたしております実施設計までに、産業廃棄物の処理動向も踏まえながら、最終的な施設の規模等を検討してまいります。

3ページの中段でございます。

(3)の環境影響評価手続でございますが、昨年度から着手しました環境影響評価手続につきまして、第1段階でございます方法書の公告、縦覧や住民説明会などを実施し、計441件の意見書をいただきました。

今後、今月中には知事意見が財団に対して出されるのではないかと見込んでおりますが、この知事意見の内容を踏まえまして、現地調査を行う予定でございます。

(4)の地下水調査の実施でございます。

周辺の住民の方々は、生活用水に地下水を利用されておられるために、地元の御要望も踏まえまして、環境影響評価の現地調査に先立ちまして、周辺民家の井戸の深さや水質、水位等の調査を今年度2回実施しております。次のページの冒頭のところに記載しております。

今後、環境影響評価の現地調査の中で、さらに範囲を拡大して調査をするとともに、周

辺の地下水の分析を行うことにしております。

4ページの中段でございますが、今後の取り組みでございます。

(1)の地元の理解の促進に向けた取り組みについては、これまでも、地元説明会など全力を挙げて取り組んでおります。地元におかれましては、施設の必要性は御理解いただくものの、産業廃棄物に対するイメージや施設の安全性の不安から、建設に係る最終的な合意は得られていない状況でございます。

引き続き、環境アセスメント手続や井戸調査、実施設計などさまざまな機会を通じ、また、調査結果等を具体的にお示ししながら、事業の必要性や安全性など丁寧に説明し、地元の御理解を得ていく考えでございます。

平成21年度は、近く出される見込みの環境影響評価方法書の知事意見を踏まえまして、約1年の間現地調査を行い、また、準備書作成着手を目指して頑張っていくこととしております。

(2)の地域振興策でございますが、公共関与基本計画で、周辺環境の整備など、処理施設を中心とした地域振興に努めることとしております。今後、さらに地元の町や地域住民の方々の御意見をいただきながら、地域振興策を策定する考えでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○鬼海洋一委員長 どうもありがとうございました。引き続き、報告をいただきたいと思いますが、有明海、八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、10カ所からの説明ですので、できるだけこれはまた簡潔にお願いいたします。

楢木野環境政策課長。

○楢木野環境政策課長 座ったまま失礼いたします。

環境政策課でございます。

引き続きまして、6ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生に係る提言への対応についてでございます。

この提言は、平成16年2月定例県議会で、当時の有明海・八代海再生特別委員会から、有明海、八代海の再生に向けた県計画の中から県に対し重点的に取り組む施策等を示されたものでございます。

本日は、3つ、まず1つ目として、平成20年度に関係各課において新たな取り組みを行ったもの、2つ目に、これまで当委員会において議論があり継続的な報告が必要なもの、また、3つ目としまして、平成21年度に新たな取り組みを行うものなどを中心に、19の施策について、取り組みの概要、今年度の実績、来年度の取り組み等について御説明をいたします。

担当課長から順次説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○中庭下水環境課長 下水環境課でございます。座って説明させていただきます。

6ページをお願いします。

生活排水対策の項目の中の生活排水処理施設の整備促進という項目でございます。

熊本県におきましては、熊本県生活排水処理施設整備構想を策定しまして、平成22年度末の汚水処理人口普及率82%という目標を立てまして、下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽の施策を分担、連携して整備を進めることといたしております。

平成19年度末の普及率は74.7%となり、これは全国83.7%に比べますと9ポイントほど低い状況ですけれども、伸び率は2.3ポイント、全国は1.3ポイントですので、それより大きな伸びを示しているというような状況でございます。

平成20年度の取り組みですが、丸ポツ1番目ですが、流域下水道の水処理施設等の計画

的な整備を進めるとともに、公共下水道事業は33市町村で実施されました。

2番目のポツ、農業集落排水施設は、県営1地区、団体営8地区で取り組み、うち県営1地区、団体営3地区の事業を完了しました。

3番目のポツ、漁業集落排水施設は、3地区で整備に取り組みました。

21年度の取り組み予定は、公共用水域の水質保全を図るため、汚水処理人口普及率の向上を目指し、下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽の整備促進を図る一方で、普及率が低位の市町村に対しまして、事業の促進を要請していきたいと思っております。

次に、8ページをお願いします。

市町村に対する浄化槽市町村整備推進事業への取り組みの働きかけという項目でございます。

浄化槽につきましては、個人が設置するものと市町村が設置するものと2種類ございます。この事業は、個人が設置するものではなく、市町村が浄化槽設置、管理するものでありまして、このことから計画的な整備と適切な維持管理が図られるということで非常に有意義な事業と認識いたしております。このため、事業主体となります市町村に対しまして、導入の要請を行っているところであります。

平成20年度におきましては、これまでに引き続きまして11市町村がこの事業に取り組みましたが、結果的には10市町村が推進いたしました。

現在の段階で新たに事業に着手する市町村はなく、引き続き、事業の未導入市町村に対しまして導入を要請してまいりますとともに、国に対しましては、補助率の引き上げ等を提案してまいります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○鬼海洋一委員長 続きまして、小嶋水環境課長。座ったままどうぞお願いします。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。着座のまま御説明申し上げます。

委員会資料の10ページをお願いいたします。生活排水対策等の普及啓発運動の展開でございます。

(1)の取り組みの概要についてでございますが、熊本の豊かな川や海を次世代に継承するために、平成14年度から県民運動に取り組んでいるところでございまして、川や海の一斉清掃活動などを通じまして、自主的な取り組みの促進を図っているところでございます。

(2)の20年度の実績といたしましては、まず、①のくまもと・みんなの川と海づくりデーにつきましては、昨年8月24日、宇城市を含め18市町村と連携をいたしまして、メイン会場でございます宇城市の若宮海水浴場で約800名が参加をいたしまして一斉清掃活動を実施しております。また、そのほかの市町村につきましても、年度内にそれぞれ一斉清掃活動等を行っていただいているところでございます。

次に、②の県民大会でございますが、11月8日に、阿蘇市におきまして約500名が参加して開催をいたしております。講演会やシンポジウム等の啓発活動を実施したところでございます。

このほか、③のみんなの川の環境調査や水環境アドバイザー派遣事業等につきましても、年間を通じましてそれぞれの地域で実施しているところでございます。

(3)の来年度の取り組みについてでございますが、年間約8万人程度が参加する行事でございますので、それぞれ引き続き県民、事業者等への自主的な参加を促しながら、市町村と連携をいたしまして、昨年同様の取り組みを行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

上乗せ排水規制適用区域の設定についてで

ございますが、(1)の提言の実現に向けた取り組み概要は、有明海、八代海に流入する区域を上乗せ規制区域といたしまして、水濁法に基づく排水基準を強化するために条例改正を行い、改正内容の周知、基準不適合のおそれのある施設への立入調査指導を行うものがございます。この条例改正につきましては、17年の3月に行っておりまして、3年間事前の指導を行ってまいりました。

(2)の20年度の取り組み実績についてでございますが、4月1日から、改正上乗せ基準の施行に伴いまして、対象事業場に対する立入指導、排水の水質の確認等を実施し、基準超過のおそれのある事業者に対しましては、立入指導等により改善指導等を行ってまいりました。

具体的には、排水監視計画に基づきまして、12月までに計画しておりました370事業場の約9割に当たります延べ331事業場の排水監視を行い、12件の改善指導を行ったところがございます。

(3)の21年度の取り組み予定といたしましては、引き続き、対象事業者等に対する調査、指導等を行ってまいります。

12ページをお願いいたします。

条例による規制対象項目の追加でございますが、(1)提言に基づく取り組み概要は、県の条例・熊本県生活環境の保全等に関する条例でございますけれども、この対象事業場に係る排水規制項目に、富栄養化の原因でございます窒素、リンを追加する内容の規則改正を行うこととしておりました。規則改正につきましては、17年の3月に行ったところがございます。

(2)の20年度の実績といたしましては、先ほどの条例改正の対応と同様の指導をそれぞれの事業場に対して行っているところでございます。

(3)の21年度の取り組み予定につきましても、引き続き、対象事業者に対して継続した

指導を行ってまいりますこととしております。

次に、13ページをお願いいたします。

窒素、リンの上乗せ規制の検討についてでございますが、(1)提言の実現に向けた取り組み概要は、有明海、八代海での富栄養化状態が続き、一部水域で窒素、リンの環境基準が未達成となっていることから、規制強化の必要性及び関係県と連携した取り組み等を検討していくこととしてございます。

(2)の20年度の実績といたしましては、関係6県で構成します有明海・八代海再生推進連絡協議会の環境部会におきまして、環境基準未達成水域の解消と今後の効果的な水質保全対策について検討し、関係県との情報の共有化等を図っているところでございます。

(3)の21年度の取り組み予定につきましても、引き続き、環境基準の達成状況を注視しながら、関係県と連携した取り組みを行っていくこととしております。

以上でございます。

○藤井農業技術課長 農業技術課でございます。よろしく申し上げます。

15ページをお願いいたします。

農薬、化学肥料の使用総量の削減についてでございます。

本県では、環境に優しい農業をくまもとグリーン農業と銘打ちまして、減農薬、減化学肥料等に取り組んでいるところでございます。具体的に申し上げますと、エコファーマーや農地・水・環境保全向上対策事業の営農活動支援部分について推進を図っているところでございます。

平成20年度における実績でございますが、エコファーマーは9,784戸で、これは全国3位となっております。また、農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援分も、これはまだ確定しておりませんが、少なくとも平成19年度の3,830ヘクタールを超える見込みでございます。

それから、天敵利用や堆肥を利用した実証展示圃を設置したところでございます。ちなみに、総使用量は、平成12年度を100とした場合、平成18年度は、農薬で80%、化学肥料で91%となっております。減少傾向が続いております。21年度も、引き続き実施してまいりたいと考えております。

農業技術課は以上でございます。

○岩下水産振興課長 水産振興課でございます。よろしくお願ひいたします。

18ページをお願いいたします。

養殖場対策といたしまして、漁場改善計画の策定とその着実な実施でございます。これは、魚類養殖及びノリ養殖におきまして、持続的養殖生産確保法に基づきまして、漁場の改善目標や改善措置を内容とした計画を関係漁協が策定しております。

平成20年度は、漁業権免許の更新時期に当たるところから、それに合わせまして漁場改善計画も年間の計画認定を行うものでございまして、魚類養殖の全91漁場とノリ養殖の全93漁場で計画策定を終えております。

今後は、この計画の目標を達成するために、現状調査によります実態調査に努め、改善計画の確実な実施を指導してまいります。

以上でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。よろしくお願ひいたします。

21ページをお願いいたします。

⑤森林の整備の中の提言項目のボランティア活動への支援でございます。

提言の実現に向けた取り組みといたしまして、県民の森林ボランティア活動への参加を推進することとしております。

20年度における取り組みにつきましては、大津町、山江村、八代市に設置しておりますみどり世紀の森におきまして、県民の皆様参加を得て、間伐、下刈り等の活動を実施い

たしました。また、森林ボランティア団体に対する指導者派遣、情報提供等の総合的な支援を実施いたしますとともに、住民団体等が行います森づくり活動の支援を行ったところでございます。

さらに、新たな取り組みといたしまして、企業・法人等との協働の森づくり指針というものを策定いたしまして、企業の森づくりに対します支援にも取り組んだところでございます。

このほか、森林自然観察・体験教室を県内各地で12回開催いたしますとともに、新たに24名の森林インストラクターの養成を行ったところでございます。

21年度におきましても、20年度と同様の取り組みを行うこととしているところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○久保田漁港漁場整備課長 24ページを説明いたします。

干潟の環境改善のための耕うん、作濘、覆砂、藻場造成の実施でございますけれども、平成20年度の作濘、覆砂につきましては、県営事業といたしまして八代地区で、また、市町村営で玉名、長洲、熊本の各地区で記載しております面積を実施いたしました。また、藻場造成につきましては、有明、上天草南、松島、天草東の各地区で、同じく記載の面積を実施したところでございます。

21年度の作濘、覆砂につきましては、県営事業といたしまして、網田、それから八代地区で、また、市町村営で玉名、熊本の各地区で予定をいたしております。

また、藻場造成につきましては、有明、松島、天草東の各地区で予定をいたしているところでございます。

次に、海底耕うんでございますけれども、新たに有明海の水深20メートル程度の海底において実施をいたしまして、クルマエビなど



の生息環境の改善状況調査ということを行うことにいたしております。

以上でございます。

○楢木野環境政策課長 環境政策課でございます。

27ページをお願いいたします。

海砂利採取の縮小についてでございます。

海砂利採取の対応につきましては、採取縮小への対応を早急に実施するようにとの提言に基づきまして、昨年1月に、平成20年度から5カ年をかけて段階的に採取量を縮小する熊本県海砂利採取削減計画を策定し、本計画に沿って海砂利採取の縮小に努めております。

計画の初年度に当たります本年度は、計画で定める採取限量の20万5,000立方メートルの範囲内であります20万1,950立方メートルの採取について許認可を行いました。

来年度は、計画2年目として、本年度の約2.5%減となる20万立方メートルを採取限量として許認可を行いますとともに、採取を行う業界に対しまして、28ページの上の方にもありますけれども、法令順守などの指導を行ってまいります。

続きまして、29ページをお願いいたします。

干潟等の実態の把握についてでございます。

本年度は、国、県、大学等が実施する海域環境に関する各種調査結果について情報収集把握を行うとともに、小中学校の教師を対象とする干潟漁業体験実習セミナーや玉名と八代の2地域で環境活動団体や漁業者等を対象にワークショップや会議を開催いたしまして、干潟の実態についての調査やその重要性などについての普及啓発を行いました。

来年度も、引き続き、干潟等の再生に向けて、各種調査研究結果を踏まえながら干潟等の実態の把握に努めますとともに、干潟漁業体験実習セミナーや地域の環境保全活動団体、漁業者等による協働体制づくりの支援など、普及啓発の取り組みを行ってまいります。

説明は以上です。

○岩下水産振興課長 水産振興課でございます。

34ページをお願いいたします。

栽培漁業の推進体制の見直しでございます。

これは、栽培漁業を推進するために、国が示す基本方針に基づきまして、平成22年から26年までの次期栽培漁業基本計画を策定するものでございます。

20年度は、現第5次基本計画に基づきまして、マダイ、ヒラメ、クルマエビについて共同放流事業を継続して実施するとともに、新たな魚種としてカサゴの放流効果調査事業を水俣市と共同で実施いたしております。

21年度は、次期基本計画策定に向けまして、市町及び漁業者の意見の取りまとめを行ってまいります。

続きまして、35ページをお願いいたします。

栽培漁業における複数県による広域連携の推進につきましては、現在、マダイ、ヒラメを鹿児島県と、また、クルマエビにつきましては、有明4県と共同放流事業に取り組んでおりまして、20年度は移動の状況や水揚げ状況調査を実施いたしております。

21年度も、調査を継続いたしますとともに、新たに有明海で国の有明海漁業振興技術開発事業によりましてクルマエビの放流規模を拡大するとともに、ガザミ、ヒラメにつきまして共同放流事業に取り組んでまいります。

続きまして、36ページをお願いいたします。

資源回復計画の策定等の検討でございますが、これは資源が著しく減少した魚種につきまして、海区漁業調整委員会等での協議を経て資源回復計画を策定するものでございます。下表に示したとおり、これまでに、平成17年にアサリとトラフグ、また、18年にヒラメ、20年にガザミの回復計画を策定してきたところでございます。

21年度も、この計画に基づきまして、資源

管理型漁業の推進に取り組んでまいります。

続きまして、39ページをお願いいたします。  
海域特性等に対応した適切なノリ養殖管理の推進でございます。

これは、ノリの生産者に対しまして、海域環境及びノリの生育状況の情報提供を行いますとともに、高水温傾向や病害の多発など近年の状況変化に適応できるよう、養殖管理の指導を行うものでございます。

20年度は、高水温環境下での養殖スケジュールの見直しについての意識の啓発やノリの生産に影響する水温や病害の情報とその対策につきまして、病害調査を行いながらファクス等でリアルタイムに情報提供をいたしております。

21年度は、情報提供事業を継続いたしますとともに、価格の低下傾向が見られることから、平均単価の上昇とコスト削減の両面から検討を加えてまいります。

以上です。

○吉田水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

44ページをお願いいたします。

(5)の調査研究体制の充実、①大学や研究機関等の相互連携の強化でございます。

提言項目は、国等との共同研究等の推進でございます。

提言の実現に向けた取り組みにつきましては、大学、独立行政法人水産総合研究センター、関係県との共同研究を実施し、効果的、効率的な調査研究体制の充実を図るものでございます。

20年度の取り組みの実績につきましては、下の方に米印で書いております主な実施事業5事業につきまして共同で試験調査を実施しておりまして、その内容につきまして、九州・山口ブロック水産試験場長会で共同研究の実施状況の把握と連携強化の再確認を行ったところでございます。

21年度の取り組み予定につきましても、引き続き、関係機関と連携を強化しまして、試験研究に取り組むこととしております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 どうもありがとうございました。今8課10名の方から御報告をいただきましたが、簡潔に報告いただきましてありがとうございました。

続きまして、地球温暖化対策に関する件の御報告をお願いします。

まず、楢木野環境政策課長。

○楢木野環境政策課長 3番目の議題に入りたいと思いますが、48ページをお願いいたします。

本県における地球温暖化対策についてですが、本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条で定める地球温暖化対策地域推進計画を含む第3次熊本県環境基本計画を平成18年3月に策定いたしました。

具体的には、そこに3つ上げておりますけれども、(1)温室効果ガス排出削減対策の推進、(2)としまして、二酸化炭素吸収対策の推進、(3)地球温暖化による影響への適応策に積極的かつ計画的に取り組んでおりまして、新年度の事業数は26、予算額は、街路や森林の整備等を含め約76億円になります。

以下順に担当課から御説明を申し上げます。

まず、本課からですが、1温室効果ガス排出削減対策の推進の(1)横断的施策の1本目ですけれども、ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進事業についてですが、昨年8月に、知事が会長を務めます熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議を設置いたしました。本年2月末現在で、会員数は243団体にふえております。

関係団体等のすぐれた取り組みを表彰する実践行動キャンペーンや12月の地球温暖化防止月間の街頭キャンペーンを通して、第1弾

の3つの県内統一行動として、①ノーマイカー通勤・エコドライブ、②冷暖房温度の緩和、③マイバッグの利用の推進を図りました。

これに関連しまして、別紙で補足説明をいたします。ちょっと飛んでいただきまして、済みません、66ページをお願いいたします。

本年1月から2月にかけて、先ほど触れました県内統一行動の取り組み結果につきまして、アンケート調査を実施いたしました。右側の上の表が県民の実践状況、下が事業者の実践状況でございます。

エコドライブの実践や冷暖房温度の緩和については、県民及び事業者とも多くの方が取り組んでおられました。各項目でおおむね実践、時々実践と答えた県民の方の取り組みによる排出量を試算いたしますと、約2,622トンになります。

次に、67ページをお願いいたします。

今月下旬から、熊本県ホームページ「熊本の環境」をリニューアルしまして、新たに熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動の会員ページを開設することといたしました。右側がイメージの図面でございます。各事業のインターネット登録、メールマガジンの配信や電子掲示板の設置など、会員相互の情報の交流の場を提供いたしまして、地球温暖化対策に関する情報を積極的に発信してまいります。

申しわけありません。48ページにまたお戻りいただきまして、事業の概要等の(3)ですが、平成21年度の主な取り組み予定ですが、第2弾となる県内統一行動を推進するとともに、情報発信の充実強化や情報交流の促進を図ってまいります。

49ページをお願いいたします。

ライトダウンキャンペーンについてですが、昨年夏至の6月21日とクールアース・デーの7月7日に、くまもとブラックイルミネーション2008を実施いたしまして、一斉消灯行動への参加を呼びかけ、延べ1,009施設が参加いたしました。12月には、県内統

一キャンペーンとして、キャンドルナイト&ブラックイルミネーション2008を実施いたしました。平成21年度も、引き続き取り組んでまいります。

次に、環境立県くまもと推進普及啓発事業についてですが、(2)のところでございますが、昨年11月8日、9日に、参加体験型の環境イベント・くまもと環境祭を熊本市、くまもと温暖化対策センターと連携して開催いたしまして、延べ約6,500人の来場者を迎えました。また、昨年11月から本年2月にかけて、地球温暖化防止に取り組む個人、団体、事業者をテレビ番組で紹介する広報事業を実施いたしました。

平成21年度も、引き続き普及啓発の充実を図ってまいります。

50ページをお願いいたします。

環境管理システム推進事業についてですが、昨年4月、みずからの責任でISO14001規格への適合を宣言する自己宣言方式へ移行し、これに合わせた内部環境監査を実施しました。

また、外部環境監査では、本県の環境管理システムがISO14001規格に沿って適正に運用されているとの評価を受け、各所属の活動についても指摘事項はありませんでした。

平成21年度も、環境目標等の進行管理を適正に行い、環境配慮の徹底を図ってまいります。

次に、環境センター運営事業についてですが、出前授業の動く環境教室を84回実施いたしまして、受講者は延べ5,517人でした。また、地域における指導者育成を行うエコロジスト・リーダー養成講座では、25人に修了証書を交付いたしました。

平成21年度も、両事業のさらなる利用の推進と内容の充実を図ってまいります。

説明を終わります。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

51ページをお願いいたします。

水とみどりの森づくり推進事業等によりまして、森づくりへの意識の醸成と県民参加の森づくりを推進するための取り組みを行っております。

20年度におきましては、住民団体等が行います植栽等への支援を行いますとともに、県によります森林自然観察・体験教室を実施いたしました。また、くまもと森づくり活動の日に、県民の皆さんの参加を得て育樹活動等を実施したところでございます。さらに、企業・法人等との協働の森づくり指針というものを新たに策定いたしまして、企業の森づくりを推進したところでございます。

21年度におきましても、20年度と同様の取り組みを進めてまいります。

ここで、新たに策定いたしました企業・法人等との協働の森づくり指針につきまして、若干御説明をさせていただきたいと思っております。

飛びますけれども、68ページをお願いいたします。

この指針の策定の背景、目的でございますけれども、近年、企業等によります社会貢献活動といたしまして、森づくりへの参加の機運が高まっております。これを県内の森林の整備にうまく結びつけまして、県民参加の森づくりをさらに推進していくということを目的としております。

(2)の制度の概要でございますけれども、県のコーディネートのもとで森林所有者と企業で協定を結んでいただいて、森林所有者は森づくり活動のフィールドを提供する、企業は森づくりの費用ですとか労働力を提供するというのが基本的な仕組みでございます。

(4)のこの制度における県の具体的な取り組みでございますけれども、まず、フィールドを提供いただける森林所有者さん、それから森づくりを希望される企業の掘り起こしを行います。それから、両者の希望を聞きながらマッチングを行いますとともに、協定締結

に係る助言、あるいは立ち会いというものをを行います。

さらに、④のところに二酸化炭素吸収量の証明制度と記載しておりますけれども、当該企業の森づくり活動によりどれぐらいの二酸化炭素の吸収に貢献したかというものを算定いたしまして、県の方でこれを認証するといったような取り組みを行います。こういった仕組みの中で企業の森づくりを積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

ちなみに、この制度を活用した第1号の取り組みといたしまして、本年2月18日に、日本たばこ産業株式会社と湯前町によりますJ-Tの森ゆのまえというものの協定が締結されたことをあわせて御報告いたします。

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 失礼しました。織田課長でした。

続きまして、木村義務教育課長、お願いします。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。

資料51、52ページの環境教育推進事業でございます。

まず、(2)の平成20年度の主な取り組みにつきましては、県内のすべての公立小中学校が環境保全活動である学校版環境ISOに取り組みました。また、小学校5年生が水俣市における環境施設の見学や現地体験学習等を行うこどもエコセミナーを支援し、139校が実施しました。

次に、52ページの(3)平成21年度の主な取り組み予定につきましては、本年度に引き続き学校版環境ISOの推進やこどもエコセミナーを支援してまいります。

以上でございます。

○楢木野環境政策課長 引き続き、52ページ

の(2)の家庭部門対策のストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進事業についてですけれども、家庭における省エネ、省資源活動に取り組むエコファミリーの登録を推進し、昨年度末から711件増加し、本年1月末現在で登録件数は5,263件となりました。また、先ほど御紹介したホームページにおいて、新たにインターネット登録を開始して登録世帯の増加を図ってまいります。

平成21年度は、さらなる取り組みを促進するため、インターネットにより電気使用量等の削減実績を評価し優秀者の表彰等を行うe-チャレンジ事業を実施してまいります。

次に、エネルギー対策促進事業についてですけれども、昨年8月に親子新エネルギー施設見学会、10月に新エネルギーパネル展を開催したほか、新規事業として、太陽光発電のより効果的な普及啓発を図るために、住宅展示場を活用した太陽光発電の展示相談会を実施いたしました。

53ページになりますけれども、平成21年度も、引き続き住宅用太陽光発電の普及促進に取り組んでまいります。

以上です。

○前田産業支援課長 産業支援課でございます。

資料の53ページをお願いいたします。

セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業のうち、熊本発：地球を救うソーラー・グリーンコンシューマー運動でございます。

平成20年度の主な取り組み実績としましては、産業振興につながる太陽光発電システムの普及啓発のため、26の施設、事業所をくまもとソーラーパークに認定をしたところでございます。また、2月に東京で開催されました国際太陽電池展に出展をしまして、県内企業製品の販路拡大支援に取り組んだところでございます。

平成21年度も、20年度と同様の取り組みを行い、ソーラー先進県熊本としての情報発信を図っていきたくと考えております。

産業支援課は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○中川交通対策総室政策審議員 交通対策総室でございます。

引き続き、資料の54ページをお願いいたします。

運輸部門対策でございます。

熊本都市圏交通問題対策事業としまして、マイカーから公共交通機関へのシフトを図るため、交通事業者と連携して公共交通機関の利用促進キャンペーンに取り組んでおります。

平成20年度につきましては、9月20日から10月19日までの約1カ月間をキャンペーン期間といたしまして、ハイブリッドバスの展示等を実施したところでございます。また、期間中延べ5日間実施しましたノーマイカーデーには、前年度を約47%上回る延べ1,417名の参加をいただき、少しずつではありますが、認知度が高まってきたところでございます。

平成21年度につきましても、9月20日のバスの日、10月14日の鉄道の日を含む約1カ月のキャンペーンを予定しておりまして、より多くの県民の皆さんに参加していただけるような取り組みを実施したいと考えております。

以上でございます。

○楢木野環境政策課長 引き続き、54ページの中段をお願いいたします。

ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進事業についてですが、環境に優しい運転の普及のため、アイドリングストップ宣言事業所の登録を推進しまして、昨年度末から78件増加し、本年1月末現在で登録件数は3,559件となりました。先ほど御紹介したホームページにおいて、新たにインターネット登録を開始して、

登録事業所の増加を図ってまいります。

また、55ページになりますが、毎月第3水曜日の熊本県ノーマイカー通勤デーでは、電車、バスの半額乗車券とかJRのエコポイントカード配布等の交通事業者と連携した取り組みにより参加促進を図りまして、本年1月末現在で延べ8,258人が参加いたしました。

平成21年度は、さらに公共交通機関等への乗りかえが促進されるよう、動機づけとなる新たな仕組みの導入等、ノーマイカー通勤運動の強化を図ってまいります。また、免許センター等を中心に、免許更新者を対象としたエコドライブの普及啓発にも取り組んでまいります。

以上です。

○林都市計画課土木審議員 都市計画課でございます。

55ページの中段、熊本都市圏都市交通結節点関連調査になります。

事業の概要でございますが、公共交通機関との乗りかえポイントにおけるパーク・アンド・ライドの導入に向けた検討などを行うものでございます。

20年度の実績としましては、まず、昨年8月に、ゆめタウン光の森において、駐車台数を50台から100台へ倍増いたしました。今月からは、イオンモール熊本クリアにおいて、新たに50台で開始したところでございます。

また、既存施設の稼働率には差が見られることから、課題や改善点の把握に向け、アンケート調査を実施しているところでございます。

21年度につきましては、既存施設の利便性向上に加え、駅前広場の予定箇所を中心に、普及に向け引き続き関係者の理解と協力を求めていきたいと思っております。

次に、都市圏交通円滑化事業でございます。これは、都市圏の交通渋滞を緩和するため、環状道路などの整備を行うほか、公共交通機

関の利便性向上のため、結節点の整備を行っているものでございます。

56ページになります。

20年度の実績としましては、2環状11放射道路のうち、県道田迎木原線が昨年の11月に開通しております。

21年度も、引き続き、渋滞緩和を目指し整備を行っていく予定でございます。

以上です。

○新藤交通部参事官 交通規制課でございます。

資料56ページの中ほどをお願いいたします。交通円滑化等対策事業についてであります。

(2)平成20年度は、交通流の円滑化対策としまして、信号機の地域制御化8基、半感応化1基、多現示化19基などを行ったほか、交通情報板2基、光ビーコン8基を整備しております。また、県内92交差点の電球式信号灯器をLED灯器に更新しており、その内訳につきましては、車両灯器448、歩行者灯器514、矢印灯器17であります。

なお、注意書きの部分になりますが、信号機の地域制御化は、単独で動いております信号機を交通管制センターと回線で接続をいたしまして、交通量の変化に応じて信号を運用するものであります。半感応化は、わき道からの車両が少ない交差点で車両感知器を設置いたしまして、わき道からの車両感知時に信号を青にするもの、多現示化は、右折用の青色矢印灯器を増設したり、時差式信号に変更するものであります。

平成21年度の取り組み予定であります。本年度同様、引き続き円滑化対策及び信号灯器のLED化を推進していく計画でございます。

以上でございます。

○植木野環境政策課長 57ページをお願いいたします。

(4)産業、業務その他部門対策のストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進事業についてですけれども、新規事業として、くまもとECOプロジェクト推進事業に取り組んでまいります。

事業者の自主的な排出削減を促進するため、排出量の多い大規模事業所に対する排出削減計画書等の提出制度等について条例制定を検討してまいります。また、環境活動団体に助成金を交付することにより、この環境活動団体が促す県民の省エネ、省資源行動と中小規模事業所の排出削減等をつなげる仕組みの構築に取り組んでまいります。

次に、環境経営支援事業についてですけれども、熊本市、八代市において、ISO及びエコアクション21の導入に係る環境経営学習会を実施し、39事業者の参加がありました。

平成21年度も、事業者による自主的な削減努力をさらに促進するため、事業者の環境マネジメントシステムの導入を支援してまいります。

58ページをお願いいたします。

リサイクル製品利用拡大推進事業についてですが、平成20年度熊本県グリーン購入推進方針においては、防災備蓄用品やLED照明器具など16品目を追加いたしました。

平成21年度は、新たな推進方針を作成し、グリーンコンシューマー運動の推進のため、県内市町村に対して研修会等を行い、取り組みを支援してまいります。

次に、環境管理システム推進事業についてですが、県の事務事業における環境配慮を徹底する県の率先行動として、平成19年度において目標未達成だったガソリン及びコピー用紙の使用量削減の取り組みを推進しました。

平成21年度も、引き続き、さらなる排出量の削減に取り組んでまいります。

59ページをお願いいたします。

(5)廃棄物部門対策のバイオマス利活用推進事業についてですが、市町村や事業者の依

頼に応じてバイオマスアドバイザーを派遣し、専門的技術の助言、指導を行いました。また、昨年12月15日、バイオマス利活用に関する研修のため、バイオマスシンポジウムin熊本を開催し、120人の参加がありました。

平成21年度も、引き続き、普及促進や事業化への支援を行ってまいります。

次に、くまもとEco燃料拡大推進事業についてですが、普及啓発資料の作成や研究会の開催、菜の花プロジェクトへの支援として、30団体に延べ11ヘクタール分の菜種種子を配布いたしました。また、製造技術指導や県内のバイオディーゼル燃料の成分等実態調査を実施し、事業化支援を行いました。

平成21年度も、引き続き事業の推進を図ってまいります。

以上です。

○山本廃棄物対策課長 60ページをお願いいたします。

産業廃棄物リサイクル等推進事業につきましては、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに関する研究や技術開発を行います。県内の排出事業者、処理業者、研究機関等を支援するために補助金を交付するものでございます。

平成20年度の主な取り組み実績につきましては、廃FRPのリサイクル、製紙工場等から発生する汚泥のリサイクル及び下水道汚泥のリサイクルに関します3件の技術開発研究に対しまして、合計508万1,000円の補助金の交付決定を行っております。

21年度も、引き続き、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに関する研究技術開発の支援を継続することとしております。

続きまして、廃棄物コーディネーター事業でございます。

これは、民間企業の実務経験者でございます2人の廃棄物コーディネーターが県内の排出事業所を訪問し、リサイクルや適正処理に

関する助言や情報提供等を行っております。

平成20年度の実績につきましては、2月末現在で239件の事業所へ個別訪問を実施いたしております。各事業所の産業廃棄物の状況を把握いたしまして、排出抑制、リサイクル、適正処理等に関する助言等を行いました。

平成21年度も、引き続き、事業所に対する個別訪問を行いまして、3Rに関する助言等を継続することとしております。

次のページをお願いいたします。

フロン類対策事業でございますが、フロン回収・破壊法等に基づき、フロン回収業者の登録を行いますとともに、フロン類の回収及び破壊が適切かつ確実に行われますよう、登録事業者への立入検査を実施しております。

平成20年度の実績につきましては、2月末現在で44件の登録事業者に対する立入検査を実施し、適正処理に関する指導、助言等を行っております。

21年度も、引き続き、立入検査や指導、助言を行うこととしております。

以上でございます。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

61ページの中段の循環型耕畜連携体制強化事業でございますけれども、事業の概要といたしましては、家畜排せつ物の畜産農家での適正管理を推進いたしますとともに、良質な堆肥の生産及びそこから生産される堆肥の利活用、流通促進を図るための事業でございます。

20年度の主な取り組み実績といたしましては、家畜排せつ物の不適切な処理が発生しませんように、毎年11月を畜産環境月間と指定しておりまして、そのとき集中的に巡回指導を実施しております。現在のところ、不適切な処理の農家はございません。

また、耕種農家と堆肥の流通を促進するため、7月には県の耕畜連携推進協議会を開催いたしましたし、11月には堆肥共励会を開催

してございまして、この共励会と申しますのは、平成9年から開催しておりまして、ことしが12回目の開催でございまして、年々出品点数もふえておりますし、品質も向上しているような状況でございます。さらに、各地域の堆肥製造技術者を指導するために、たい肥の達人、これは先ほど言いました共励会での上位入賞者をこのたい肥の達人として任命しておりまして、現在のところ13名のたい肥の達人を養成しております。

21年度におきましても、引き続き20年度の実績を踏まえまして、堆肥の利活用、流通促進を推進してまいります。

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 長引いておりますが、あとしばらく御協力をお願いいたします。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

62ページをお願いいたします。

二酸化炭素吸収対策でございます。

最初の森林環境保全整備事業でございますけれども、この事業は、植栽、間伐等の森林整備を推進するメインの事業でございまして、森林所有者等に対しまして、森林整備に要する経費の一部を補助するものでございます。年間間伐面積1万4,500ヘクタールを目標に取り組んでまいります。

その下の水とみどりの森づくり事業の中の針広混交林化促進事業でございますけれども、この事業は、森林所有者による適正な管理が見込めない人工林を対象といたしまして、強目の間伐を行って針葉樹と広葉樹のまじったような森林に誘導していく事業でございまして、21年度は1,225ヘクタールを予定しております。

以上でございます。

○大谷都市計画課土木審議員 都市計画課で



す。

63ページをお願いいたします。

民間施設緑化推進事業でございますけれども、みどりの資金を活用して民間緑化に対する支援を行っておりまして、20年度は、屋外緑化の助成、緑化ボランティアの団体等、さまざまな民間緑化の支援を行ってきております。

続きまして、単県公園整備促進事業でございますけれども、公園内の緑地の質の高い整備を推進しておりまして、平成20年度は水俣広域公園の整備を行っております。

21年度も、引き続き事業の充実を図っていきたくております。

以上でございます。

○藤井農業技術課長 農業技術課でございます。

64ページの上段をお願いします。

病害虫発生予察事業のうち、特殊病害虫侵入警戒調査事業でございます。

この事業は、植物検疫の一環で、侵入初期段階での防除をすることを目的に、国の事業として行っているものでございます。最近では、特に亜熱帯系の病害虫について、県内にフェロモントラップを20カ所ほど設置いたしまして監視しているところでございます。現在のところ、侵入の形跡は確認されておりません。

21年度も、引き続き監視をしてみたいと考えております。

農業技術課は以上でございます。

○久保農業研究センター所長 農業研究センターでございます。

中段をお願いいたします。

くまもとオンリーワン農産物研究開発事業。

農業研究センターでは、熊本の気候に合った熊本ならではの農作物の品種開発あるいは栽培管理技術等に取り組んでおるところでござ

いますが、近年、温暖化の影響と思われる大変に高温傾向が続いておりまして、農作物に品質の低下や障害の発生等、生産を危うくするような状況が見られております。

その中で、20年度におきましては、水稲、野菜、果樹等におきまして、その原因を解明いたしまして、対策技術を明らかにしております。

21年度につきましても、引き続き、同様の対策、解明に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○吉田水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

64ページから65ページになります。

まず、64ページ最下段の藻場機能回復試験でございます。

20年度の取り組み実績でございますが、藻場の機能に関する基礎データを収集するために、ガラモ場につきましては、天草市の御所浦町、それから上天草市の松島町及び天草市の宮野河内地先の3カ所で調査を実施しております。また、アマモ場につきましては、4月から毎月、芦北郡の芦北町と上天草市の大矢野町の2カ所で調査を実施したところでございます。加えまして、アマモ場の回復手法検討のために、11月に新たに播種シートを設置したところでございます。

また、天草西海の藻場の変動傾向につきましては、5月と9月から10月にかけての2回、天草西海の天草町と五和町の2カ所で調査を実施したところでございますが、その結果としまして、30年前に比べまして植生に大きな変化は見られていないという結果は出ております。

それから、21年度の主な取り組みの予定でございますけれども、引き続き、アマモ場とガラモ場の機能、それからアマモ場の回復手法について検討するとともに、天草西海の藻

場の変動についても、引き続き調査をすることとしております。

65ページの最下段の環境適応型ノリ養殖対策試験でございます。

20年度の取り組み実績でございますけれども、漁場環境に適応した品種の選抜育種としまして、低比重耐性品種候補株の特性を把握するとともに、低比重に耐性を有する可能性のある葉体から次世代の株を作成しているところでございます。また、県内ノリ養殖生産者など1,200名に対しまして、環境に対応したノリ養殖技術の普及指導を行ったところでございます。

21年度の主な取り組み予定につきましても、引き続き、低比重耐性品種の開発を行うとともに、温暖化に対応した養殖手法を県内ノリ養殖業者に対しまして提案していくこととしております。

以上でございます。

○楠木野環境政策課長 最後のページですけれども、69ページの参考資料をお願いいたします。

12月の当委員会で委員の方から御質問がありまして、委員長から指示のありました農林水産分野における温室効果ガス削減に関連する取り組み等について御説明をいたします。

1 農林水産分野における温室効果ガス排出量、これは推計でございますが、農林水産分野における温室効果ガスの主なものは、燃油使用による二酸化炭素、肥料、水田、家畜等から発生する一酸化二窒素及びメタンガスでありまして、右側のグラフになりますけれども、基準年平成2年から継続的に減少傾向にあることが見受けられます。

この要因は、燃油については、漁船隻数の減少及び加温園芸施設の省エネルギー化への取り組み等によるもの、また、肥料、水田、家畜由来の温室効果ガスについては、肥料使用量、水田面積及び家畜飼養頭数の減少によ

るものと考えられます。

参考までに推計方法ですが、燃油については、エネルギー統計の全国値から、その他については、県内の水田面積、家畜飼養頭数等から推計しております。

次の温室効果ガス削減に関連する取り組みにつきましても、農林水産政策課の方から御説明をいたします。

○鬼海洋一委員長 最後になりますが、浜田農林水産政策課政策調整審議員。

○浜田農林水産政策課政策調整審議員 農林水産政策課でございます。

引き続き、69ページの後段をお願いいたします。

温室効果ガス削減の取り組みについてでございます。表をごらんいただきたいと思いますが、左側のところに取り組みを書いてございます。

まず、上段の省エネルギー化対策でございます。

1つ目の丸に書いてございますのは、農業関係でございますけれども、加温ハウスへ循環扇あるいは二重カーテン等の導入、それから省エネ機器の導入等を図っております。

2つ目の丸でございますが、林業関係でございます。

木材乾燥等に使用する木くずだきボイラーの導入支援、こういったものを行っております。

3つ目の丸でございますが、水産関係でございます。

漁船の船底清掃、あるいはノリ養殖の協業化のための施設等の整備、こういったもので省エネルギー化を推進しているという状況でございます。

下段でございますが、その他の対策でございます。

1つ目の丸でございますけれども、エコフ

アーマー等による化学肥料の削減に取り組んでおりますとともに、2つ目の丸でございますが、県産木材の利用促進、こういったものにも取り組んでおります。

なお、表の右側には、これらの取り組みをどのような事業で推進するかという事業名を記載しております。農林水産部としては、引き続き、これらの取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 どうもありがとうございます。執行部の皆さん方、簡潔に御報告をいただきましてありがとうございました。

以上で執行部からの説明が終わりましたが、まず、順を追って審議していきたいと思いません。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑はございませんか。委員の皆様方よろしゅうございますか。おかげさまで、かなり長時間審議する時間は残っておりますので、どうぞ、よろしいですか。

○岩中伸司委員 3ページで、これまでずっと調査された(3)環境影響評価手続の中で、住民の意見というのが441件来たということですが、これは主なものでどんな形……。

○山口公共関与推進室長 公共関与推進室でございます。

南関町、和水町関係地区の方々262世帯の方々から、441件の御意見をちょうだいいたしました。主な内容につきましては、いわゆる事業計画そのもの、どのような施設で、どのくらいの規模でというようなものが約半数程度ございました。ただ、そのほかの意見につきましても、例えば関係地区の皆さんは地下水を御利用でございますので、地下水への不安であるとか、交通問題に対する不安であるとか、そういった事業の内容そのものの

不安、いわゆる環境影響評価の工法に対する御意見が半分程度ございました。

全体としては、非常に厳しい御意見も6割程度、建設反対というような御意見もございました。今後、来年度しっかり環境影響評価の調査をすること、それから、それに対する環境対策あたりをしっかりと準備することによりまして、皆さん方の御不安を一つ一つ丁寧に取り除いてまいりたいというふうに考えております。

○鬼海洋一委員長 岩中委員、よろしゅうございますか。

○岩中伸司委員 中身で反対の意見が6割ということですが、これは全体441件の中の6割ですか。

○山口公共関与推進室長 そうでございます。

○鬼海洋一委員長 よろしいでしょうか。

○岩中伸司委員 大変、いろいろこういうやつは、どこに行ってもやっぱり最終的に住民の了解というのが、いろんな説明を丁寧にしながらやってもなかなかうまくいかないというのがこの種の施設だろうというふうに思いますので、そこは懇切丁寧に、余り時間をかけてもいかぬもので、よろしくひとつお願いします。

○鬼海洋一委員長 対策課は大変だと思いますけれども、今後とも努力をいただきたいと思えます。

ほかにございませんか。

それでは、改めて質疑をしたいという方がおられますと後でまた受け付けますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、有明海、八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関

する件について質疑を受け付けます。どなたかございませんか。

○井手順雄委員 海砂利に関して質問いたします。

まず、港湾課に対してですが、昨年から、八代海の大築島関係において、海砂を使用する工事があったというふうに思いますけれども、そのときの県の設計というのが立米1,900円であったと、この単価は熊本県産の海砂を使用する際の単価であると、実際の施工に当たっては、熊本県の海砂の制限の数量というのがありましたため、県内産の海砂が不足したという状況に陥ったと聞いております。県外産を投入したということでありませけれども、そこで質問でございますけれども、工事において、海砂の総数量は何立米あって、そのうち県外産はどれぐらいだったのか。あわせて、県外産になれば立米単価が幾ら高くなるのか。設計金額が当然高くなると思いますが、どのくらい高くなったのか、お聞きします。

○大塚港湾課長 今年度、八代港の環境整備事業の廃棄物護岸の基礎工として、サンドコンパクション工事をやりました。それで、一応海砂の使用総数ということでございますので、総数は8万3,000立米、厳密に言いますと8万3,300立米です。うち、県内産と申しますか、天草沖でとれた砂を使ったのが約5万2,000立米、不足分は長崎産の砂なんですけれども、3万1,000立米で工事を行っております。単価の話で先ほど言われましたように、県内産は立米1,900円で業者購入しております。長崎産は2,300円で業者購入しています。

以上でございます。

○井手順雄委員 はい、わかりました。

これは、やっぱり必然的に設計金額がその

分高くなったというような認識であります。そして、同時期に、天草市において同じような工事が発注されまして、その工事において、海砂を縮小するやっぱりサンドコンパクションという工事がありました。設計において、砂の単価は、県の単価表を参考に設計されております。

その際、やはり1,900円でございますけれども、しかし、熊本県産の海砂がもう制限いっぱい、熊本県はとれないというような状況がありましたものですから、天草市としましては、県外産の海砂、オール県外産の海砂を使用したと。そのために、その工事が2カ月以上もおくれて、やっと最近終わったというような情報も聞いております。

やっぱりこういうことについても、市町村というのは、そういう設計変更、増額補正、増額変更というのはなかなかできないという状況の中で、あえて2カ月もかかって協議をされたということでもありますので、よかならば、そういう市町村でそういう砂を使う工事等があった場合には、県は、このくらいしか掘れぬとですよと、そういう中でやっぱり何らかの周知をしてやらぬと、最初から長崎県産というような形の設計であれば全然中身もいじらなくてもいいし、スムーズにいったかというふうに思いますので、そういうところの配慮もやっぱりしてほしいというふうに思います。

また、海砂において、やっぱりここは何がおかしいかという、掘削数量はびしゃっと制限しているのに、県が発注する工事がわかっているのにもかかわらず県外産を入れなくちゃいけないと。やはり熊本県が20万と決めとるならば、そのうち熊本県発注の工事の中で砂を大体どのくらい使いますよということであれば、ちゃんとそれを組み込んだ掘削予定表じゃないけれども、そういうのをつくっていった方が税金の無駄遣いというのにもな

らないし、その辺はもうちょっと横の連携をとっていただきたいというふうに思います。これは答弁は求めません。

それと、今度は漁港漁場整備課にお聞きします。

有明海沿岸の漁業組合は、やはり皆さんアサリ貝をとって、それが生活の糧になっているということは、皆さんも御承知のとおりだというふうに思いますけれども、それに欠くことができないのが覆砂事業なんです。覆砂事業をせぬと今はアサリがとれないという状況になりました。

ことしになりまして、有明海沿岸の2～3の漁協から、熊本県産の覆砂を行いたいというようなことで覆砂事業をする業者さんに依頼したところ、その業者さんが、熊本県産の砂は県の許可数量いっぱいですからもう掘れないと断られました。しかし、なら県外産を使えばいいかということでもありますけれども、先ほども言ったように、熊本県産は1,900円、各単協が少ない数量で発注した場合は3,000円近くかかるんですね。そうした場合に、県外産は入れられない、また、病気の問題もある。そういった意味で熊本県産をどやんかと言ったんですけれども、なかなかそれが掘れないということでもありますので、断念したという状況であります。

組合というのは、漁業協同組合でございます。仮決算して4月決算というのが多いんですね。4月までに1,000万利益が上がるなというところは、そういう事業をして消化してしまわないかぬ。来年度にその1,000万を持ち越せないわけです。そういうのが漁業協同組合法で決まっておるという状況の中で、しゃんもんで今しなくちゃいけない事業なんですね。それがもうできないというようなことで大変危惧しておるわけでございます。

やはり漁港漁場整備課としては、覆砂事業というのは本県の一重要な施策であると位置づけておられますけれども、実際は熊本県の

砂がないために覆砂ができないという状況、そういった生の声が聞こえてくるわけでございますけれども、漁港漁場整備課はどうお考えなのか、お聞きします。

○久保田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

今委員おっしゃられましたように、水産業におきますアサリの収穫というのは非常に厳しいものがございます。目標といたしております7,000トンという数字があるんですけれども、なかなかそれに及ばないという状況が続いております。

そういった中で、県の公共事業といたしまして、これまで覆砂事業をやってきたところでございますけれども、実態はと申しますと、作濤を行うことによって、そこに生じた土砂を用いたところの覆砂というのを提言に基づいてやってきているところでございますけれども、ただいまおっしゃられましたように、非常に砂の量というのは厳しい状況にございます。

今後の考えでございますけれども、私たちの気持ちといたしましては、まずは提言に従っていくべきというぐあいに考えておりますけれども、今後は、そういう実態も踏まえまして、委員会の提言というようなことで何らかの形でお墨つきをいただければ、購入した砂による覆砂事業も可能であるのではないかとこのぐあいに考えておりますので、今後とも、議会の方と相談を申し上げながら、慎重に対応していきたいというぐあいに思っております。

以上です。

○井手順雄委員 あわせて、漁港漁場整備課にお聞きしますけれども、今年度、河内港において2万立米のサンドコンパクション、来年度において5万立米のサンドコンパクションの予定があるというふうに聞き及んでおり

ます。

関係機関、いろんな方々にお聞きしたところ、今回の2万立米については、設計どおり熊本県産の1,900円の砂が入るということがありますけれども、来年度発注予定の5万立米に関しては、もう1立米もないと。この仕事については、県外産しかもう入れるものがないんじゃないかというような状況を聞き及んでおります。

県としまして、その情報は・・・多分入れられると思っておりますので、その22年度発注のサンドコンパクションの工事について、立米幾らの単価で、どこ産の砂を予定しているかと思っておられるのか、お聞きします。

○久保田漁港漁場整備課長 おっしゃられますように、ことし平成20年度事業、それから21年度事業といたしまして、各々、20年度事業につきましては2万5,000立米、それから21年度事業といたしまして5万5,000立米近く、合計8万立米の砂を使うようにいたしております。

まず、単価につきましては、発注者としたしましては、公の機関がございますので、そこに委託をいたしまして、砂の実態調査、価格調査をいたしております。その結果に基づきまして、両方とも、20年度事業、21年度事業も同じ単価でございますけれども、単純に砂の単価といたしまして1立米2,000円という設計を提示いたしております。砂の単価と同時に、本当にそこに砂が入るのかという調査もあわせてやっておるんですけれども、調査を委託いたしました時点では、その単価で入るということで発注をいたしております。

以上です。

○井手順雄委員 実際、そういったような県外産、これは立米2,500円以上になると思います。そういった場合は、入れた場合は設計変更の方をぜひともやっていただきたいとい

うふうに思います。

次に、産業支援課にお聞きします。

今話したように、いろんなことで、今各所で砂の問題に関して問題が起こっております。先ほども言いましたように、県が約20万立米、削減計画の中で決めておられますけれども、それをどう使用するかということは、県では把握されているのか。それが把握されておることであれば今私が言ったような事態は起きないんじゃないかというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。産業支援課にお聞きします。

○前田産業支援課長 産業支援課としましては、採取業者さん方に毎月採取実績報告書というものを提出していただいております。その中には、採取した用途、目的、そういったものも記載をしていただくようにしております。そういった意味では、覆砂用でありますとか、建設資材用でありますとか、生コン用でありますとか、そういった形での報告は把握できております。

実績報告書につきましては、当該月分を翌月の20日までに出示していただくという形にしております。したがって、今の時点では1月までの実績というものはつかんでおるところでございます。

○井手順雄委員 それは、その折その折の終わった後、またはその月の実績であって、当初予定表、例えば21年度、どこに何立米、どこに何立米、どこにどしことというようなそういう把握をせぬことには、今のような問題は終わらないし、また税金の無駄遣いにもなる、また水産振興もできなくなるという状況でありますので、そういう行き当たりばったりの調査ではなしに、1年間の予定というのをびしゃっと出すようにせぬことには、掘削量は20万と決めれば、出すとはもうどうぞというような話じゃ、全くそれは県の仕事をしてな

いというような感覚がありますので、そこら辺はちゃんとやっていただきたいと思います。

今述べたように、この海砂に関しては、これに関係するところは本当に大変な状況で困っておられる状態なんですね。きょうは地球温暖化の話がありますけれども、削減目標が6%と、これにするにしても大変厳しい状況にある。今回、海砂に関しては、突然平成20年、20万立米、平均すれば50%ぐらいの削減をして、なおかつそれに毎年5%ずつ削減せろというようなことで、これは漁協あたりは大変死活問題になっているという状況であります。

きょうも何かついていますけれども、荒尾漁協から要望書が上がっておりますけれども、これは覆砂をしてくださいよという要望なんですけれども、有明海全域の17漁協からもすべて同じような要望書が上がっているという状況であります。

そして、またあわせて、熊本県は長崎県から30万立米以上毎年入れているという状況でありますけれども、それは壱岐対馬がほとんどなんです。しかし、九建日報、10月のですけれども、長崎県も、海砂利採取量検討委員会というのを立ち上げられて、3割削減と、なおかつここにありますように、海砂利は県内供給を原則とし、県外持ち出しを禁止とするというようなことを今検討されております。

そういうことを考えれば、30万立米というのが熊本県に入ってこなくなった場合、どがんするとですか。私は、大変危惧しているところであります。やっぱり砂の需要と供給のバランスを県内でとるとというのが・・・私は、抜本的な対応、それを早急に考えていかぬと、こういうことをいきなりされたら熊本県は困りますよ。サンドコンパクションの工事でもできなくなる。

しかしながら、先ほども漁港漁場整備課長が言われたように、熊本県議会の有八が調査報告を16年2月26日にされております。これ

があるからできないんだというような話ではございました。この中に一文あるんですね。読ませていただきます。

干潟の漁場環境改善のための事業の充実という項目の中に「覆砂事業では、その材料である砂が海砂利採取により供給されており、環境への影響が懸念されていることから、今後は、作濤やしゅんせつで発生する良質な砂の活用を推進されたい。」

この文章で、県は、今購入砂で覆砂ができないと言い張っとらすわけですな、あたたちが。だから県議会がどやんかしてくださいよと、先ほども課長がおっしゃったというようなことと理解するわけではありますが、だから、これをどうにか再検討する時期に来たんじゃないかというふうに思います。

ここで委員長にお願いがあります。

これをすれば、執行部も、その中でどうしていくかということを考えなはると思うんです。私が言いたいのは、環境に逆行せろというわけじゃないんです。削減をしながら、水産振興もできる、熊本県のそういう砂を使う工事も熊本県産でできる、当たり前のことなんです。これが今現状できてない。これは、この有八のこの文章があるからなんですよ。

ですから、私は、また4月から委員会構成で変わるとも思いますけれども、今度の委員長あたりに対して、そういう再検討のPTを立ち上げていただいて、どっちにしろ協議をしていただくと。できるかもしれない、できないかもしれない、それはもういいんですが、こういう総合的なものを取り入れてやるべきじゃないかとか、そういう協議の場をつくっていただきたい、申し送っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、委員長。

○鬼海洋一委員長 その前に、ほかにどなたか御質問、御意見ございませんか。今の件で、特に井手委員の方からもそういう提案がっておりますけれども、委員の方々に御意見ご

ざいせんか。執行部の報告についてはよろしいですか。執行部からの先ほどの報告についてはよろしいですね。どなたかございませんか、今の件について。

○西岡勝成委員 関連するんですけども、随分古くなりますけれども、普賢岳の噴火によって、土石流といたしますか、火山灰が有明海に流入した量が100万立米単位で流入しとる。それがやっぱり軽いので、沿岸に押し寄せて、要するにアサリ漁場がだめになってきておるんじゃないかという話も聞きますし、要するに陸からの供給がダムあたりでシャットアウトされてできない部分もあるんじゃないかと聞いたりするんですけども、陸の方はわかるんですが、普賢岳でどのぐらいの立米・・・大分昔の話になってしまいますけれども、立米の灰が有明海に流入したんですか。

○鬼海洋一委員長 どなたかお答えいただける方はいらっしゃいますか。非常に難しい御質問であります。

○西岡勝成委員 これは把握はしておらぬとおかしいと思うんですね。火山灰ですから、かなり軽くて、やっぱりそれが沿岸にたどり着いてアサリ漁場をだめにしておる原因が私は考えられる話じゃないかなと思うんですけども。だから、そういう中でまた覆砂用の砂をとった場合に、議論することは構わないと思うんですけども、我々が有八で決めたのは、またそれをとって、その部分から覆砂をとってしまったら同じ繰り返しを湾内でしてしまうんじゃないかという危惧の念から、有八ではそういう話をしたわけですよ。

その辺のサイクルは、同じ閉鎖性の湾の中で、片一方は覆砂用に砂をとる、供給は山からない、陸からない、すると幾ら覆砂しても金かけるばかりで最終的には同じじゃないかというような話から、我々は覆砂用の砂を

有明海や八代海からとるのはどうかという話だと思っただけですけども。

議論するのは構わないと思いますが、そういうサイクルが、果たして・・・覆砂用にこの閉鎖性のある湾からとって覆砂した場合に、果たして・・・例えば、荒瀬ダムあたりの砂をとって、それならよっぽど話はわかるんですけども、シャットアウトされている湾内から覆砂用に砂をとるのはどうかということで、有八では決めた経緯が、議論された経緯があるので、その辺きちつとしないと……。

○鬼海洋一委員長 どなたかほかにありませんか。

○岩中伸司委員 これは、執行部も冒頭、すべての課題で提言の実現に向けた取り組みというようなことでいろいろ取り組んでいただいている中で、1つは、海砂利の問題は、今西岡委員から言われたように、有八の今後の環境も含めて、いろんなことを網羅しながら議論を進めてきた結果、提言を行っていると思うんですね。それに基づいて、いわゆる海砂利採取もずっと年々削減していくということで、全会一致で確認をした問題だというふうに思うんです。

それから、どういう状況が変わったのかということでは、今言うようにそれぞれ、長崎は長崎で、その対策は、アサリやいろんな生息のために覆砂が効果的であると、そういうのが効果的であるというのは、これはこれまでもずっと説明いただいているのですが、そのことと、環境問題も含めて、有明海をどう再生させるかということでの議論を、私は、やっぱり特別委員会の中でもずっと進めてきたんだろうというふうに思うんです。

ですから、今、井手委員の委員長に対する要望か意見、今後の取り扱いについての要望があったんですが、私は、やっぱり全会派一



致をしたこの取り組みですので、それに基づいた執行部の対応なので、やっぱりそこはもう少し慎重に取り扱っていく必要があるというふうに思います。これは私の意見です。

○鬼海洋一委員長 ほかにありませんか。

○山口ゆたか委員 今岩中委員の話なんですけれども、勉強不足の私がいかにぬということだと思いますけれども、16年に決定された際の内容を全然知りませんので、委員として話し合いに参加することの用意ができてません。ですので、もう一度考慮する機会があってもいいのではないかというふうには思いますけれども……。

○鬼海洋一委員長 委員長見解というか、感想を述べなさいかぬわけですが、それぞれ御意見を聞かせていただいた上で、私なりの意見を申し上げたいと思っておりますので。

○井手順雄委員 結局、私この問題に関して、3年間ぐらい執行部とわあわあというか、協議、激論をやっておりますけれども、結局、最終的には県議会で決めたんじゃないかと、県議会で決めとるけん我々はできぬとですよ、最後はそこなんです。よきにつけ悪きにつけいろいろあります。環境というのがありますけれども、しかし、我々は、そういう中で漁業をして、組合運営をしていきよるわけで、そういう中で、これは覆砂事業というのは、先ほども言いますように、本当に死活問題なんです、できなくて。

今、この提言にあったように、みお筋、しゅんせつで良質な砂を作濡すると、それで覆砂をすると、その事業は、去年で終わっております。ですから、今年度は、覆砂事業というのは県事業ではありません。今後もなかでしょう。今度、みおしゅんせつというようなことを有明海でするためには、いつごろです

と、10年後ですと、そういうことをぬけぬけと執行部は言うわけでございます。そしたら何を変えなんとねと、購入砂で覆砂ができるようにするためにはどうすればよかつですかと言うと、最終的には、先ほど言うたような、この有明海、八代海の提言をどやんか変更してもらわぬと我々は動きができませんと、そういう逃げ方なんです。

ですから、今いろんな御意見、岩中先生からも御意見がございましたけれども、そういう検討をすべき時期に来ていると思いますし、荒尾からも要望が来ておるわけですよ、岩中先生。ですから、そういった意味では早急にやらぬことには、長崎県あたりが本当、来年からできませんよと、県外持ち出し禁止ですよと言われたときに、代替材さえもまだ明確にしてない、執行部に対してですよ、どうやって今熊本県が使っている150万からの砂を確保しますか。

その辺もあわせて、やっぱり検討委員会なっと立ち上げて、超党派でも結構であります。どういう形であれ立ち上げて、そういうのを真剣に考えるもう時期が来ていると私は言いたいというふうに思っております。

以上です。

○森浩二委員 今話を聞いていて、玉名市が3漁協、今回覆砂するわけです、臨時議会で補正をつけて。その分の砂は足るとですか。県も、たしか15%補助を出してたと思いますけれども、その砂は足りるようになるととですか。

○久保田漁港漁場整備課長 市町村が行います覆砂事業に関しましては、県内砂ということではございませんで、自治体の判断で県外砂を買って覆砂をしていると。

○森浩二委員 ということは、高いやつを買ってせないかぬということですかね。

○久保田漁港漁場整備課長 市町村においてはですね。

○森永環境立県推進室長 環境立県推進室でございます。今我々がつかんでいる情報とちよっと異なる点がございましたので。

市町村が実施される事業あるいは漁協が実施される事業については、基本的には削減計画の中に3万2,500立法メートルの覆砂用のいわば特例というのが設けてございまして、この中で基本的に毎年度の覆砂事業については対応していただいておりますので、ことしの覆砂の実績につきまして、あるいは来年度の事業につきましても、基本的には、この削減計画の中で、県内砂を使った覆砂という形で対応が可能ということになっていると思われれます。

○井手順雄委員 覆砂事業というのは、そうやって県は計画で決めとるわけでありませぬ。しかしながら、ことし例えば年度末仮決算したら1,000万ぐらい残る、1,000万から覆砂をしようという突発的な事態に対しては、海砂採取の業者さんは、もうそういうことが来ぬだろうということで、もう早くはけてしまわないかぬわけです、営利商売ですから。でも、限度量いっぱい掘とらすわけです、去年のうち。だけん県が、いかに図面的に、ただ形式的に3万何千立米ととりますと言わすばってん、実際はなかつです。そこを認識してもらわぬと、そういう言い方をすれば皆さんが誤解するから、あえて言うときます。

以上です。

○鬼海洋一委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 有八の決めた経緯、メンバーは当然もう解体し、全会一致で決めたと言われる動きはいいとして、当時そういう決め

た一員でありました。

それで、今井手委員が言うように、現実の量といわゆるその分が賄えぬという現実があるじゃないかと、それを無視することはできないということで、結局有八で決めたことがある意味足かせになっているということ言われているわけです。

ただ、この環境特別委員会で、そのことをじゃあどういう形で見直すとか、提案できるかとか、それをだれにどうするかという、この辺がどこまでできるかという、これをやっぱり考えなきゃいかぬのかなというふうに思います。それを委員長がどういうふうに考えるのか、また、それをどういう形でそれをやる期間が設けられるのか、また提案をするのかとか、じゃあここでそういうことを決めて、どういう形で要望しようという形を決めるのか、決めぬのか、それがいいのか悪いのかも含めて、非常にちょっと難しいなというふうに思います。

○鬼海洋一委員長 ほかに。

それでは、今それぞれから御意見もいただきまして、また、井手委員の方から私の方にも見解をお求めになりました。

それで、先ほど産業支援課長の方にもお話がありましたが、採取の量については、企業等、業者の方に一定の割り当てをされておるわけですよ。一定の目標に対して、採取の許可を県の方から与える。しかも、その採取した量については、こういうぐあいを使う、あるいは使いなさいという一定の目標設定のもとで、その許可はおろされるわけですよ。

今お話しのとおり、それが計画どおりに使用されているかどうかという、その砂のフォローアップといいますか、それがどの程度なされているかということは、非常に重大な問題じゃないかというふうに私も考えておりまして、したがって、その中で、今お話がありました、これは各委員の方々もぜひ御認

識いただきたいと思いますのは、採取計画の中で、つまり、自治体がそういう覆砂をするであろうそういうもののためには特別の3万2,500立法メートルというお話がありました。そういうものも設定をしながらこの計画がなされておりまして、昨年の12月から、この採取計画に基づいて事が進んでいると。ここまでは間違いはないですよ。私が今発言していることは間違いはないですよ。

そういうことで、したがって自治体が覆砂をするであろうというその事業については、一定の計画を持たせながら、一気にここまでやめるときさまざまな今言ったような問題が起きるといふ配慮から、そういう計画がなされているということにつきましても、ぜひ御認識をいただきたいというふうに思います。

そこで、なぜこの特別委員会の中で、この採取計画を立てなきゃならないようになってきたかということではありますが、今、それぞれ覆砂にかかわる現在の段階での問題点というのを井手委員の方からお話しになりました。

しかし、この海砂の採取については、もともとは、私もずっとこの委員会に所属いたしておりますけれども、ノリの被害だとか、あるいはアサリの漁獲量が減少するだとか、そしてまた、さまざまの漁場における漁獲量減少の中で有明海と不知火海を再生するために、現状何が起きているのかというような現状分析の中から、新たな再生に向けての問題点の整理とそれから具体的な事業に対するお互いの見解、献策といひますか、施策といひますか、そういう議論がこの中でなされてまいりまして、そして、その中の例えば諫早湾の干拓の締め切り堤防の問題等もあった時期でもありましたけれども、その中で国につきましても、この有明海と八代海の再生を求めるといふ陳情を行いましたし、その中で実はあの特別措置法もできてきたという、こういう経過もあるわけでありまして。

ですから、もともとは、その中で1つの問題点として出てまいりましたのが、海砂の採取というものが環境に大きな悪影響を及ぼしているのではないかとというのが具体的に科学的に実証されたかといひますと、それは必ずしも十分ではなかったかもしれませんが、大方の共通の理解の中で、実は海砂の採取に対する禁止をすべきだと、こういう意見が、そのときのこの委員会の中ではそれぞれから痛烈に出されて、そして結果として今日の状況の提言というものを出すに至った。この歴史的経過についても、まずは現委員の方々もぜひ御認識をいただきたいと思ひます。

私が申し上げましたその認識につきまして、例えば、西岡委員だとか、城下委員とか、あるいは岩中委員もずっとその当時の委員会に所属をされていた方々でありますので、もし認識が間違っていたら後でまた御訂正をいただきたいというふうに思ひますが、少なくとも私は、この委員会に入ってきて私も議論を申し上げましたし、そしてそれぞれの委員の皆さん方の御意見をいただく上では、そういうふうに整理をさせて今日に至っているのではないかと、こういうぐあいに思っております。

そこで、問題が発生いたしておりますのは、少なくとも昨年の12月に海砂の採取計画が発表になりましたが、今申し上げましたような問題の背景のもとに、この採取計画が出されたということ、これは非常に重いものではないかというふうに思ひます。

今、改めてわずか1年経過をした状況の中で、井手委員の方から新たな提案が出されたけれども、私としては、過去長い間議論をして、その結果によって出されてまいりましたこの有八からの提言書については極めて重いものであるという認識をまず持たせていただきたいというふうに思ひまして、そしてその延長線上の中で出されましたこの採取計画等についても、あとしばらく状況の推

移を見ていく必要があるのではないかと。具体的に、じゃあどこがどういうぐあいに・・・これからの水産振興のために問題点が出てくるという状況等に対する今少しの分析、原因究明、こういうものが必要じゃないかなというふうに思っております。

ただ、これは未来永劫にこのままで行くというものでもありませんから、その具体的な状況が、より深刻になる段階の中では、改めて検討すべき時期が来るのではないかとというふうに思っておりますが、今日きょうの段階では、今申しあげましたように、過去の歴史的なそれぞれ委員の皆さん方からの重要な指摘、そのことに基づいてなされてまいりましたこの計画等についても、しばらくは、わずか1年でありますから見守らせていただきたい。

これが、また井手委員は恐らく御発言いただくだろうというふうに思いますけれども、私としては、そういうふうにまとめる以外にはないのではないかとというふうに思っておりますので、まず委員長として見解を申しあげました。もし御意見がありましたならば、委員の皆さん方の総意によるこの委員会の審議でありますから、そのことを重視しながら新たな結論を申し上げたいというふうに思います。

以上です。どなたか・・・西岡委員、よろしゅうございますか。

○井手順雄委員 今鬼海委員長の御意見は十分に理解をしたところでありますけれども、ここに来て、漁協の考えはどこにあるのかと。漁協の皆さん方いわゆる漁民の皆さん方は、アサリで今生活を立てている人が大分いらっしゃいます。そういう漁協は、17漁協すべてアサリの漁場がございます、地先に。今その人たちは去年から覆砂事業というのをやらないわけですね、もう全然。ですから、もうことしは枯渇に等しいアサリの数なんです。激減しています。もうどこの組合でも、覆砂

事業はせないかぬというような現状があるわけですね。

おっしゃるとおり、その提言、提案は重々しく受けないかぬというのはわかりますけれども、漁民の立場からいくなれば、それはどうということかいという話です。やはりそこで暮らしている漁民がおるわけでありまして。その人たちの考えというのも酌んでやらぬことには、私はいけないと思うんですね。

執行部に関しても、もうここまで議論を尽くしてきた中で、何回も言いますけれども、結局覆砂とかできないのは、県の提言、提案があるからできないんですよというようなことなんです。それは重く受けとめても結構であります。それはもちろんそうでしょう、一般論でいくなれば。

しかしながら、漁業の人たちが飯が食わない。大変困っている。アサリも、覆砂したけん、はいあした太くなりましたじゃないんですよ。1年、2年、3年置かなくちゃいけないんです。そういったことを考えるならば、今しとかないけない状況が、喫緊な課題なんです。そこを十分考えていただきながら、いろいろなことをしていただきたいと思います。

もういいです。以上です。

○鬼海洋一委員長 ありがとうございます。決して井手委員のおっしゃっていることを否定することではありませんで、私が申し上げたいことは、もともとこの委員会で審議をして提言を出した内容というのが、有明海と八代海の水産振興、この目的のためにつくられた委員会でありまして、そしてその中で、多くの先輩の議員の方々も含めまして慎重審議、真剣に議論した結果があつた提言に結びつき、そしてまたその提言に基づいて、きょう約1時間以上の御報告をいただきましたけれども、そういう各部各課の事業になっているということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

ですから、決して今の井手委員の御発言を軽視するというわけじゃありませんけれども、そういう歴史的な背景に基づくとすれば、すぐここでこの方針を変更するということには、いささか問題が残るのではないかというふうに思いました。

ですから、依然として今お話のとおり具体的な施策の問題点等については課題も残されているようでありますから、それはその都度また議論をしていくことが必要ではないかというふうに思っております、改めて次年度の委員会の中で議論をいただきますようお願いしておきたいと思っております。

私が今申し上げましたこの件に関する一定の委員長としてのまとめについて、もし何か御質問、御不満な点がありましたらお受けしたいと思いますから、どなたかどうぞ御発言ください。執行部はそれでよろしゅうございますか。

○佐藤雅司委員 私も、この委員会は初めてですから、有八には出てないわけですからよくわかりませんが、全体的にこの1年を通して話を聞いておりますと、この問題がずっと出ているんですね。そういう中で、それぞれの担当部署がそれぞればらばらにお答えになっていると。一元化したものが何かないような気がしてならないんですね。だからこれだけ話が行われてわけで、その辺の整合性といいますか、全体的に統一した一元化した話というのがやっぱりなかったのかという思いが今あるわけですね。

確かに、それぞれ本当に真剣に真摯に議論された、そうした中身がある。しかし、それが絶対に・・もちろん、委員長も変えられないということはないと、現時点ではというふうにおっしゃるとるわけですから、それはもうそれでいいと思いますが、大変重いとは思いますが、やっぱりこの環境特別委員会が有八を引き継いだ形で持ってきていると

いう議論の中では、全体的な話としてはそれでいいかもしれませんが、この海砂に関しては、やっぱり全体的なバランスの中で考えないかぬと思います。

したがって、そうしたものが今まで何かこうずっと置き去りにされてきた。それは、それぞれ議論されてきたかもしれませんが、個人的には話があったかもしれませんが、そういうような残念な気持ちを今持っております。そのことだけちょっと申し上げておきたいと。

○鬼海洋一委員長 ありがとうございます。議論の経過で言いますと、海砂の採取の問題につきましては、つまり有明海が病んでいる一つの大きな原因として、これまでに放置されてきた海砂の無原則といいますか、そういう採取の仕方が大きな要因であるという点につきましては、お互いに合意をした上で、実はこの削減も一気に全部なくするというわけにはまいりませんので、暫定的に5年間とりあえずの方針をつくらうということで作られたのが、先ほどから話をいたしております採取計画でありますので、ぜひ佐藤委員のところにも、この海砂の採取計画について、これまであった議論とそしてまた今回の計画の要旨について、ぜひ担当課の方はお示しいただきますようにあわせてお願いをいたしまして、この問題をとりあえず終わらせていただきたいと思っております。

ほかにどなたか。

○西岡勝成委員 きょうの新聞ですかね、荒瀬ダムの砂を使って覆砂をやってアサリが立たないというようなことが載っておりましたけれども、原因的にはわからないんですか。

○吉田水産研究センター所長 荒瀬ダムの覆砂については、水産研究センターの方で、設置後毎月調査をやっています。結果を申し上げ

げますと、平成20年の4月の時点では、覆砂漁場、それから一般の漁場、ほとんど稚貝がいなかったのですが、7月になりましたら、天然漁場で、個数でいいますと平米当たり38個、それから造成漁場でやると1,653個の稚貝は着底している。

ただ、その後ホトトギス貝の発生が結構ありましたので・・・ホトトギスというのは、貝から足糸を出しまして表面を覆うわけです。ですから、そこに泥分も多くなりますし、温度も上がってくる。そういうことで結構アサリ貝のへい死が起こっております、平成20年12月の調査で見ますと、天然の漁場で平米当たり13個、それから覆砂のやつで22個というふうに余り変わらない状況になっている。原因は、後で出てきたホトトギス貝とかそういうものがふえたために効果が落ちたというふうに私どもは理解しております。

ただ、これ今回はホトトギス貝が大きい原因だったんですけれども、それについては、ホトトギスの足糸を切りますとそれ自体が死にますので、そこについたやつは、もちろん高温とかその辺で若干は死ぬだろうと思うんですけれども、覆砂の効果としては十分あったんだろうというふうに理解はしています。

○高野洋介委員 その件で私も質問したかったですけれども、先に西岡先生が言われましたので、重複はしないように言いますけれども、あれは基本的に八代漁協の調査の結果を八代漁協が出しているわけでしょう。

○吉田水産研究センター所長 きょうの新聞のは、八代の漁協が調査されたのを記者の人が見てやっていると思います。

○高野洋介委員 ですから、要は、県の調査と八代漁協の人たちの調査が違うんじゃないかなという私は今認識を受けたんですよ、課長の説明を受けて。ですから、一番やっぱり

これからしていかなんとは、漁協の人たちの調査と県の調査は同じような調査をしながら同じ結論を出していかなぬとおおしかわけであって、やっぱりあのマスコミの出し方と説明がどうも整合性がないような気がして、中身を聞くと、県はまだ詳細は発表しないというような記事も載ってたような気がしますので、ぜひとも、やっぱりみんなが納得するような形でやっていかぬと、今後、やっぱり荒瀬というのは、非常に県下全部が神経質になつてくる部分がありますので、企業局だけの問題でもなし、農林水産部だけの問題じゃないと思いますので、そこら辺はちゃんときちんと精査しながら、漁協と協調しながら調査なり発表なりしていかなぬと、先ほどの話じゃなかですけれども、覆砂自体の事業自体がどうなのかというような議論になったときに、せっかくいいことをしよっても批判されたりしたら今後いい公共事業もできなくなると思うので、そこら辺を認識して力を入れていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○吉田水産研究センター所長 調査については、漁協を通じて調査をやっていますので、漁協の方は十分理解はされていると思います。ただ、毎月やって、ずっと調査をしながら、1年間ある程度全体を見た上で漁協等に報告したいと思っていますので、それがちょっと今回の新聞の情報とそのずれが出てきているということですので、もちろん私どもも、調査した結果については、地元の漁協とかそれにもきちんと説明をして、こういう状況でこの覆砂はこういう結果だという話は説明していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 今の件ですよ、高野委員からもお話がありましたように、きょうの新聞を見てがっくりするとか、非常に大

きな期待をかけていた者の一人としてはショックを受けた記事でありましたが、やっぱり県としても、八代の方で漁協の方から出された資料に基づく新聞記事だというふうに言われましても、やっぱりそれなりに高野委員がおっしゃるように、県としてタッチしてきたということであれば、明確な結果についてどこかで正式にコメントすべきではないかというふうに思いますから、その点も今高野委員の意見とあわせてお願いしておきたいと思います。

ほかに。

○福島和敏委員 私は、昨日、議場で一般質問をしました。知事に対して、ダムが漁場にどう影響を与えるかという視点で質問をしました。まさに私は、環境の問題に焦点を置いたつもりでした。今、井手委員が一生懸命言われたのはよくわかるんですが、私も漁民の立場でどう影響しているのかということを知りたいつもりです。

しかし、その中で、どうしても納得いかない、もう一つ突っ込めなかったのがあるんですね。それは何でかということ、実は水産振興課に、要するに昭和29年からの漁獲量のデータを出してくれぬかと言いました。そしたら出てきたのが、八代海全体の漁獲量しか出てこない、ありませんということでした。そしたら、次出てきたアサリはどうかのといっただけのは、アサリは八代海側と天草東側と実は両方出てきたんですね。あれ、こんな資料があるじゃないか、じゃあ漁獲量全体のものもせめて八代側と向こう側とあるんじゃないかと言いましたら、実は出てきたんですね。じゃあ、これは単協の実績がなからぬと本当にこれが影響しているかどうかという議論はできないと。

きのう、議場で私がパネルを見せました。あれを見ても、松合の方の湾奥には調査に行っていましたけれども、水俣の方にはほとんど

いってないと。それを全部入れたところの数字しかないというと、なかなかやっぱり知事に対する物の言い方も変わってきた。

しかし、私は考えてみて、データというのは、その単協・・漁民がおって、単協があって、そしてそれに不知火海全体があって、熊本県があって、日本の水産業の漁獲量というのは出るだろうと思うんですね。その一番末端の最初のデータが熊本県にないというのは、私はおかしいんじゃないかなと。だから、そこがその辺もはっきりせぬと、今からいろんな論議をしていく中でおかしいんじゃないかと。まさかそれを出すと県の立場が困るといふ観点のもとに出せなかったのかどうか、そういう疑念も実は持っているわけですね。

それについて、データというものについて、24ページを見ると、今話が出たように、たくさん予算も使ったり、いろんな研究をされて漁獲量を上げるためにやっておるわけですが、そういう面でこれはやっぱり水産振興課でしょうね、お尋ねしたいと思います。

○岩下水産振興課長 今回先生の方にお出ししました統計は、どういったところまで出しているか、ちょっと私自身ははっきりつかんでいるところではございませんが、実は今まで使っております農林統計というのは、九州農政局の方で出された統計資料をいろんなこういった施策等に使っていったらいいわけでございます。

それで、その各魚種等について、例えば八代海につきましては不知火側と天草東の方、そういったものについては、魚種ごとの・・それもすべての魚種ではございません。農政局で定められた魚種についてのデータはございます。

ただ、途中で見直されてきたところもございまして、先生の御要望のすべての魚種について御提示できるかどうかはわかりませんが、いずれにいたしましても、今県で使っており

ます資料につきましては、農政局の調査した資料に基づいて使わせていただいているところでございます。

○福島和敏委員 済みません、私が言っているのは、不知火海じゃなくて、せめて単協の実績は出ないのかと。魚種別とか関係ないんです。単協でどのくらいの水揚げがあるのか、その推移というのはわからないのかということ今聞いているんですね。そういうデータというのはないんでしょうか。

○岩下水産振興課長 先生も御存じのように、今各単協に上がっています、いわゆる市場流通の共販の中で上がってきていますのは、うちの方でつかんでいますのは大体3割程度ではないか、その地域によってももちろん違いますけれども。大体漁協が共販で取り扱っていますのは、トータルで3割弱程度じゃないかというふうに思っています。それで、その全体量を漁協ごとにつかむ？というのは非常に難しい点がございます。

○鬼海洋一委員長 それでは、ほかにありませんか。

○山口ゆたか委員 水産振興課の方にお尋ねします。

有明海ガザミ資源回復計画が今月策定されているみたいですが、具体的にちょっと内容等々を教えていただければと。

○岩下水産振興課長 ガザミの資源回復計画につきましては、今委員の方からお話がありましたように、昨年度の3月に4カ年計画という形で国がつくっております。大きい目標といたしましては、有明海において抱卵ガザミ及び小型ガザミの保護を行うというのが大きな目的でございます。

具体的には、漁獲努力量の削減といたしま

して、抱卵ガザミ、一般的に黒デコというふうに言っていますが、これの保護が1点でございます。

それと、小型のガザミの再放流ということで、全甲幅長が12センチ以下のガザミは再放流するというのが2点目でございます。

3点目が、たもすくい網漁業については、抱卵ガザミの保護のため、産卵期間6月から8月のうちの15日間を休漁するというので、ちなみに委員会指示の中で、有明海につきましては6月1日から15日まで、八代海の方につきましては6月1日から30日まで、抱卵ガザミの保護ということになっております。たもすくい網の禁漁になっております。

以上でございます。

○佐藤雅司委員 6ページをお願いします。

これは下水環境課ですかね、このデータがあるんですが、沿線あるいは沿岸、それから流域の町村といいますか、どれくらいを対象にして、これ調べられたんでしょうか、ちょっとお伺いします。

○中庭下水環境課長 これは県下全域でございます。

○佐藤雅司委員 県下全域ですか。(中庭下水環境課長「はい」と呼ぶ) 県下全域……。県下全域で82%ですか。

○中庭下水環境課長 これは目標値が82%です、県内。現在は、19年度末で74.7%でございます。

○佐藤雅司委員 有明海、八代海の話ですから、データの的には我々がやっぱり知りたいのは、沿岸であるとか、それから球磨川の流域であるとか、そういうところの数字が実は必要なんじゃないかなと。それによって、このパーセントが出てくればというふうに思って



いるわけですが、大体私の頭の中には、平成23年度まで、漁業集落は天草方面で80数%、それから人吉・球磨あたりでは52~53%、阿蘇あたりでは実は50%行ってないんですよ、40数%。そういう、頭にあるものですから。

しかし、この有八のところ、そういうところのデータを私は出してほしいなと思いましたがけれども、でも、県下で82%というのはすごい、目標値にしてもすごい話だな。22年度末であっても74%ですよ。これは、農集、漁集、それから下水道、それから合併処理、それぞれすごい話だなと思っているんですけども。

○中庭下水環境課長 これは、県下全部のトータルでの話でありまして、市町村ごとにも毎年公表しております。

以上です。

○城下広作委員 関連して。

今、佐藤委員が、ちょっと逆に82%は目標が高いというふうに言われましたけれども、本来は全国平均は83.7%ですから、全国平均よりも低いということ、まず認識しとかないかぬと私は思います。その中で、とりあえず83.7%までには追いつかないから82%を当面の目標にしようというのがうちの県の考えですから、本来なら全国平均よりか低いわけです。そこをまず認識しとかなないと。

それで、いわゆる下水道、集落排水は、基本的にはお金がかかるから、そこで本来市町村設置型を頑張ろうと、こういうものが普及しやすいと、また個人設置型を頑張ろうという感じだけれども、なかなかこの市町村設置型はお金がかかるからできにくいというような形ですけれども、今回市町村設置型、国の特別交付金で補助金が出て取り組むような事業があるんですけども、これの実績だけちょっと紹介する意味で発表してもらいたい

と思います。

○中庭下水環境課長 委員おっしゃいましたように、20年度補正で、たしか、済みませんけれども、5市町村で補正で取り組むというようになっております。

以上です。

○城下広作委員 いずれにしろ、この生活排水の処理施設というのは、基本的には全国平均よりも低い、だから本県は頑張る、このことによって有明海、八代海の再生に寄与する、この位置づけはしっかり持っとなきゃいけないというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○鬼海洋一委員長 それでは、この件について長時間御議論いただきましたし、それから井手委員からもさまざまな提言をいただきました。井手委員、よろしいですか。

特に、もう一回申し上げますが、この海砂利採取の問題等については、これまで議論されてきた経過を踏まえて重く受けとめていきたいというお話をいたしました。同時に、県営の覆砂砂の使用については作滞で行うということになっておりまして、その分の不足というのが今後発生する可能性があるから、この件について検討すべきだという井手委員のお話でありました。

今回まで議論することはできませんでした。新しい委員会の中では当然また改めて議論になることではないかというふうに思っておりますので、関係の皆さん方は十分その点を配慮いただきながら、検討の素材に問題点を提供していただきますように、この際お願いしておきたいと思ひます。そういうことで井手委員、よろしゅうございますね。

それでは、この件については終わりました。地球温暖化対策に関する件について質疑はございませんか。

○岩中伸司委員 大変財政が厳しいということがあるので、この地球温暖化についても、例えばどこかゼロもあったな。都市計画課では、これは交通問題のやつでは今回21年度はゼロとなっているんですが、まあそれはそれとして、1つ前向きな取り組みの中で、57ページですね。

ここで、ちょっと私お尋ねですが、新たな新規の事業で、ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進事業ということで説明をいただきましたけれども、具体的に環境活動団体へ助成金、今回3団体とするということですが、この問題については少し御説明をいただきたいと思います。

○森永環境立県推進室長 環境立県推進室でございます。

この事業につきましては、主に中小規模の事業者の皆さんに今以上に省エネ、省資源の取り組みをやっていただいて、その削減の努力、Co2を何トン減らせたかというのを登録いただいて、その集約をした削減量につきまして、県の方でCo2当たり幾らという単価を決めまして、その削減量に応じて、県が、環境活動団体に対する支援のための原資といいますか、そういう形で助成金を組んでいく形でございます。

環境活動団体は、県民の皆さんに働きかけて、いろんな新しいCO2削減につながる取り組みを立ち上げるための資金にさせていただくというのを目的にしております、いろんな環境団体、県民の皆さんのそういう動きを促進するための取り組みをいろいろ御提案いただいて、そういうプレゼンとかをやる中で対象事業を選んでいきます。

実際、認定というか、対象になった事業を通して、県民の皆さんが削減の具体的な省エネ、省資源の取り組みをやっていただくことになるわけですが、例えば、最近よく出てお

ります家電製品の買いかえでございますとか、太陽光設置の促進とか、ノーマイカーの取り組みとか、いろんなテーマがございますが、そういうテーマの今以上の促進のために県民の皆さんが行動していただいて、その結果として、各事業者の皆さんが削減いただいたそれぞれの企業の方に、県民による商品の購入とかサービスの提供という形でめぐりめぐってといいますか、そういう形で、削減の努力がさらに経済活動としてフィードバックできるというか、そういう、事業者と県民とを結ぶような新しい仕組みがつかれないかということで事業を提案しているものでございます。

○鬼海洋一委員長 よろしゅうございますか。

○岩中伸司委員 ちょっと非常にわかりにくかったので、私はぴんと来ないので、また改めてお尋ねをしたいのですが、その環境活動団体というのを新たに立ち上げるという基本的なところの資金にしてもらおうということで理解しとっていいですか。

○森永環境立県推進室長 済みません、環境活動団体、既存のいろんな団体がございますので、そういう方々が行われる活動を助成することで枠組みは検討しているところでございます。

○鬼海洋一委員長 岩中委員、よろしゅうございますか。

○西岡勝成委員 ソーラー発電については、今議会でもいろいろ質問等でも出てますけれども、今国の方でも、景気刺激策も含めて、Co2削減を含めて、公共施設とか学校施設とか、そういうところにソーラーの設置をするような予算は、21年度予算ですか。

○鬼海洋一委員長 どなたがお答えになりますか。

すか。

○西岡勝成委員 予算を国の方から助成するようなものはないですかね。

○楢木野環境政策課長 国におきましては、委員がおっしゃいましたように、日本版グリーンニューディールということは今いろいろ検討なさっております、その骨子が大体3つございます。

1つは、社会資本整備、この中に今から太陽光発電の普及を打ち出すということで、この中で、相当数予算の中に今から盛り込んでいこうという動きがございます。

あとの2つといいますと、あとは消費拡大策、これは省エネ家電への一斉買いかえを促すような動きをしていこうということで、実際に省エネ家電を買われた方については助成金をやっていこうという動きがございます。

それから、3つ目は投資促進策ということで、環境分野だとか省エネの投資を行う企業への緊急無利子融資制度だとか創設を今打ち出されておりました、具体的には、今中で検討されているということで理解しております、相当数今後補正とかあればその中で取り組みを国の方としてもとっていくということで、県もその流れにおくれないように、どちらかという、うちは先進県だと思っておりますので、その点取り組みをやろうということで、今産業支援課、ほかに関係課、住宅課等も含めまして協議する組織をつくって今検討に入ったところでございます。

○西岡勝成委員 先ほど先進県と言われましたように、熊本のソーラー関係2社を企業誘致されて、世界のシェアの1%、そのぐらいの割合を切るんじゃないかというような希望的な話も出ておりましたけれども、県としても、知事も一生懸命この産業には力を入れておられますし、また、きょうの新聞だったで

すか、ヨーロッパから、基準年から24%のCO<sub>2</sub>の削減を我が国は求められておるといようなこともございますので、ぜひ熊本県が環境立県としてアピールするためにも、このソーラーを使った発電、例えば熊本城の夜間の照明ライトアップあたりにそれを使っているとか、ハイヤ大橋のライトアップにそのソーラーを使っているとか・いやいや、これ、電気代が、かなりハイヤ大橋あたりも金がかかって県も苦しんでおられるので、そういう公園がすぐ近くにあるんですよ。宣伝用にアピールするために、新聞にそういうソーラーを使ったものをやっているといようなことも、熊本県が今後ソーラー立県として、環境立県としてやっていくためには、非常にアピール力はあると思うので、熊本城も非常に注目を浴びている時期ですから、ぜひその辺を考えて国の助成あたりを引っ張りだして熊本県でやってほしいと思いますけれども、部長、その辺はどうですか。

○村田環境生活部長 実は、私も環境におきまして、ソーラー発電という意味では、ある意味では……(鬼海洋一委員長「座ってどうぞ」と呼ぶ)熊本の全世帯の屋根にソーラーが座つとるような絵が実は夢でありまして、しかしながら、2つ段階があるのかなと。

今現在で、今あるソーラーの技術で乗っけてやるということで、経済産業省も今年度から各家庭の補助金を再開いたしました。企業のやつは、ずっとやはり継続してNEDOあたりを通じてありますので、基本的には補助金という流れをどううまく使って導入するかという問題。

それから、もう1つ大きな課題は、実は取り戻しがなかなか、採算ベースで15年とか相当長いスパンがかかるようなことになって、技術開発が今非常に問題になる。

例えば、先ほどのハイヤ大橋のライトアップでも、昼間のやつをどうバッテリーでため

るかとか、そういう研究開発も今から大きくなるんですが、そういう分野の期待感が1つあるので、そういう研究分野のものが1つあるかなと。

しかし、それは大きな話ですので、我々としては、今ある状態でできるだけ進めようということで、今住宅展示場あたりでも、そういう普及をしながらやって、庁内の連携もとろうということで始めました。

そこで、一番効果があるのは、我々としては補助金をつけたかった。でも、金がつけれない。しかし、何とか国の補助制度あるいは経済対策の中で知恵が絞れないかというような模索を今やっておりますので、今委員御指摘のような形で、環境の一つの大きな軸としてソーラーを置きながら、全庁を挙げて取り組むような姿勢で臨んでいきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○鬼海洋一委員長 ほかにございませんか。

○堤泰宏委員 皆さんの意見に水を差すようなことではないのですが、CO2の削減を非常に環境対策で一つの基準にされておるような気がいたします。

それで、今景気が悪くなりました。結局電気代も辛抱せんといかぬような家庭が出てきて、それから片一方では、もう身近な話です。今まで週6日間工場に勤務しとった社員が、今3日勤務だそうですね。結局、工場の動きがとまり電気代も払えぬ家庭がふえてくれば、CO2は削減するんですね。だから、景気が悪くなって、国民の生活が厳しくなって、企業活動が低下すればCO2は削減されますね。

だから、私は、ただ、CO2の削減、CO2の削減と国が言ってる。国が言ってるから県も言ってる。何かこうおかしいんですね。こういうところをもうちょっとまともにといいかぬかな、取り上げぬと、ただただ、CO2、CO2言うても、これは国民の生活とはまたか

け離れた話であると思いますよ。部長からちょっと話を聞きます。

○村田環境生活部長 御指摘のとおり、経済が沈むとCO2は減るだろうと思います。多分2年後ぐらいの統計数字を出すと、例えば熊本県の製造品出荷額が落ちますので、CO2は逆に削減したように見えます、多分。

ただ、今の状態は、もう既にCO2の状態が非常に高いレベルまで来た状態になっておりますので、それを将来経済が回復する時期あたりについて、先ほどのニューディールで申し上げますと、新しい仕事も、そういうCO2削減に着眼した中で新しい仕事を生み出していこう。

例えば、ハイブリッドカーであるとか、電気自動車であるとか、そういう方向に自動車産業を切りかえていこうとか、そういう流れの産業政策であるとか、あるいは家庭における家電製品も当然そういう視点で、今はもうクーラーでも冷蔵庫でも相当電気を食わないのが出ておりますので、そういった対応に切りかえていくような姿勢といえますか、それは今のうちからやっぱりつくっておく必要があるだろうというふうに思います。

○堤泰宏委員 今ソーラーカーの話とか出ましたですね。結局、そういうソーラーカーとかじゃなくて、乗用車あたりで今4,500とか、中には6,000ccぐらいの排気量の車をぼんぼんつくらせてますよね。これはもう経済産業省が許可をしてつくらせてますよね。

日本の国というのは、余り広くないですから、そんな高速で時速200キロも300キロも出して飛ばす必要はないですから、我々の生活にはいろんな規制が入りますけれども、そういう大企業のメーカーの何といひかな、生産物に対しては規制が入らないんですね。

例えば今、消費者に買い物袋を持っていけと言いますでしょう。いつ買い物するかわか

らぬから、いつも買い物袋を持ってないですよ。じゃあ、買い物袋を持つてというのは何か。ビニールの袋が結局環境汚染をするからということでしょう。しかしながら、ビニールの袋をつくる、そういう製造過程のチェック、規制は全然しない。

だから、余り私たちが、生活者、そしてこういう一般のレベルで環境対策ばかり言うても、これは国に対して、もう少し県なら県、そういうレベルで、つくる側のある程度の話し合いの場所をつくってやらぬと、大量に生産して、使う方は目の前にいっぱいごちそうがぶら下がるとののに、余り手を出すなど。私は、そこら辺を環境の話をするなら言うべきであると思いますね。

以上です。部長、いっちょ頑張ってください。

○鬼海洋一委員長 御意見として受けとめてさせていただきたいと思いますが……。

○堤泰宏委員 委員長、これは大事な話です。ただ、同じ話をくりくりしとったっちゃ進まないですよ、これは。

○鬼海洋一委員長 ほかには何かございませんか。

○船田公子委員 今ちょっと堤先生の方からお話でしたが、マイバッグのことなんです。私たち婦人会でも、もう早くからこのマイバッグの推進は図ってきたんですけども、今言われたように、使っている人が少ないというのか、なかなかバッグの中に入れて持っていく人が少ないわけですね。私も、バッグの中に持って行ってはいるんですけども、時々やっぱり忘れて、ビニール袋に入れてもらってくるんです。

ところが、25年ぐらい前でしたか、広島で、ちょっと旅行に行ったときに買い物をしたん

ですけども、あるスーパーでそのビニール袋をくれなかったんですね。私も初めてだったものですから、ちょっと隣の人に、済みません、ビニール袋はどうするんですかと言ったら、あそこで5円で売ってますと、そういうお話があったんです。ああ、これは本当、すごくいいことだなって思ったんですけども、今こうやって環境、環境と言われてると、物すごくそれが身にしみてわかってきてるわけですね。個人個人の問題じゃなくて、県ぐるみで、そういう、スーパーとかお店で買い物袋は使わせないというようなことは推進できないわけでしょうか。

○山本廃棄物対策課長 レジ袋の削減については、平成7年ごろから、いろいろと国も挙げて取り組んでいるところです。私どもも、昨年10月1カ月、実はマイバッグキャンペーンということで取り組みまして、県内の860数店舗参加していただきまして削減に取り組みました。

データとしては、それぞれの申告ですのであれなんですけれども、大体500万枚以上、510万枚ぐらいは減ったんじゃないかなというふうな思い、そのときは削減が進んだんじゃないかなと思っております。

その中で、マイバッグをなかなか持ってきていただけるかどうかというところがやはり次の問題でございまして、それでおっしゃるとおりでレジ袋そのものを有料化する話と、それから持ってらっしゃらない方にマイバッグを買っていただくという話と2つあると思いますけれども、レジ袋の有料化は少し進んでおりますが、マイバッグもかなりの店では売っておられます。1つ1,000円という感じで、なかなかデザインのいいものを売ってございまして、我々も、そういうことで、できる限りマイバッグを持っていただくような、そしてレジ袋を減らすような、そういった取り組みができますよう啓発活動をして

おります。一応一般廃棄物の話なものですから、市町村の取り組みが中心かと思えますけれども、それを応援するような格好でやらせていただいております。

○鬼海洋一委員長 まず、船田委員、よろしゅうございますか。

○船田公子委員 やっぱりレジ袋が有料化となれば、やはりマイバッグを持つ人も多くなってくると思いますので、そこは進めていただきたいなと思っております。

○堤泰宏委員 それで、根本的にビニールの袋を熊本県は使わせぬとか、条例をつくれればいいじゃないですか。「陣太鼓」なんか買おうと全部紙袋ですよ。紙袋でもちますよ。それから・・・いや、本当ですよ。それから、ペットボトルも、あれは要らないですもんね。「白岳」なんか、あれは紙袋でしょう。あれ、結構もってますよ。だから、本当にやろうと思えば、これは解決できるんですよ。ただ言うだけで、みんな日本人はやる気がないんですよ、言葉だけきれいなこと言うて。だから、これは根本的に熊本県の委員会で声を上げたら、これはやっぱり熊本県の人立派な人だなとみんな思うんじゃないですかね。

以上です。

○鬼海洋一委員長 それでは、提言もありますので、とりあえず時間ももう大分押しておりますから……。

○内野幸喜委員 質問じゃないものですから、最後に。これは処分場の件なんですけれども、よろしいですか。これは質問ではなくて、執行部の皆様方、それから委員の先生方にも御理解いただきたい件です。

先ほど山口室長の話の中で、262世帯、441件の意見書のうち6割が反対だったと。私は、

これについて、決して6割という数字が多いとは思いません。むしろ、もう少し反対意見というのが多く出るんじゃないかなと思っておりました。

ただ、この6割の方も、最終処分場そのもの、この存在については皆さん反対ではなくて、こういう処分場というのは必要だという認識をほとんどの方が持ってらっしゃいます。ただ、やはり当事者になって、安全面であるとか風評の面でいろいろな問題が出てくるんじゃないか、そういったことがあって反対ということ、私はそうだというふうに思っております。

ですから、これから、これだけ反対意見があるんだから幾ら話しても難しいんじゃないかと、そういう短絡的な方向に行くんじゃないかと、これはそれぞれの地域で、いろんな地域の方が、いろんなはざまの中で悩まれて、苦しまれて、そういう状況に置かれていることを、ぜひ委員の先生方にも御理解していただければと思います。

以上です。

○鬼海洋一委員長 どうもありがとうございました。

本委員会では、京都議定書を踏まえた本県の削減目標達成のための追加対策及び低炭素社会の実現という将来目標に向けた中期目標対策につなげるため、今年度新たに、地球温暖化対策に関する件を付託調査事件に追加し、地球温暖化対策について集中審議を行うとともに、先進県の取り組みを視察する等検討を重ねてまいりました。

その結果として、地球温暖化対策に関する提言(案)をまとめましたので、事務局は配付をしていただきたいと思います。

(資料配付)

○鬼海洋一委員長 事前に概要を御検討いただいております機会もつくらせていただきましたが、当面の排出削減目標6%の達成のために

は、自治体、事業者、県民等の各主体が連携したことによって一層の努力が必要であります。

検討すべき課題は多くありますが、温室効果ガス排出量の部門別内訳において大きな割合を占めている産業・業務その他部門、運輸部門及び家庭部門並びに二酸化炭素吸収源として重要な森林整備について、重点的に取り組みを追加し、または強化されることを提言の内容といたしました。

この1年間、委員の皆様方の御議論をいただいた結果として、このような案を作成いたしましたので、このことについて皆様方の御意見をいただきたいと思っております。何か委員の皆様方、御意見ございませんか。ありませんか。

それでは、この環境対策特別委員会として、地球温暖化対策に関する提言を皆様方の了解をいただきましてまとめさせていただきました。ありがとうございました。

県におかれましては、この提言に掲げた新たな施策を、今後の本県の地球温暖化対策に着実に反映されるようお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鬼海洋一委員長 それでは、報告事項に移ります。執行部から説明をお願いします。

まず、有明海・八代海再生に向けた熊本県計画の一部変更(案)についてお願いいたします。

○楢木野環境政策課長 済みません、着座のまま失礼いたします。

環境政策課でございます。報告事項の資料1ページの有明海・八代海再生に向けた熊本県計画の一部変更(案)についてでございます。

まず、1の県計画の概要でございますけれども、本計画は、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に基づきまし

て、国から示された有明海及び八代海の再生に関する基本方針というものに沿って平成15年に策定し、その後、毎年一部変更を行ってきているものでございます。

次に、2の変更の内容でございますが、1の県計画の概要に記載しております県計画に定める必要がある事項の1、2及び3に係る計画本文につきましては、関係の条例、規則の改正や計画の策定に伴う修正、それから数値データの時点修正等を行うものでございます。

同じく県計画に定める必要がある事項の4につきましても、平成21年度に新たに取組む事業を追加するなどの変更を行うものでございます。

具体的な変更内容につきましては、資料の3ページから4ページまでに変更点を示す新旧対照表をつけております。下線を引いております箇所が今回変更する部分であり、右端の欄に変更の趣旨を記載しております。

また、具体的な変更案の内容につきましては、右肩に参考資料と表記した別冊の県計画の一部変更案をお配りしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。説明は省略させていただきます。

1ページにお戻りいただきまして、3の変更のスケジュールについてでございますけれども、現在行っております市町村長からの意見聴取や今後行います主務大臣との協議を経て、4月下旬ごろには公表したいと考えております。

2の有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に関し、平成21年度に取り組む事業について、5ページで御説明をいたします。

県計画に関し、当初予算に計上しております平成21年度に取り組む事業を、5ページから20ページにかけて一覧表で記載しております。

来年度の事業総数は70事業、事業費総額は約170億円となっております。本年度6月補

正後予算と比較しまして、約13億円、7.1%の減でございます。これは、河川、海岸、港湾及び漁港のハード整備に関する事業費が約12億円の減、対前年度比でマイナス14.8%となっていることが主な理由でございます。

個別の事業につきましては、先ほど関係課から御説明しました説明資料と重複する部分もございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○岩下水産振興課長 平成20年度のノリ養殖及びアサリの生産状況につきまして、21ページの資料で御説明いたします。

まず、上の段のノリの養殖についてでございます。

養殖状況といたしまして、有明海におけるノリ養殖は、10月15日の採苗から始まりまして、秋のノリ芽の生育期間中に水温下降がおくれましてノリ芽が痛んだため、本県の生産の主力であります冷凍網が健全な状態で確保できず芽の伸びが悪かったこと、また、壺状菌や赤腐れ病などの病気の感染が早期に拡大したこと、さらには病気や細胞の痛みなどによって葉の切れ流れが起こったことなどから、生産枚数が少なくなっております。また、八代海では、1月初旬からの栄養塩不足によります色落ちが起こりまして、一部漁場では生産を終了いたしております。

県漁連の第8回入札が行われました3月4日までの累積の生産状況は、下の表に示しておりますように、落札枚数が約9億3,000万枚で平年の96%、また、落札金額が約84億6,000万円で、平年の89%にとどまっております。

今後の対応といたしまして、今後とも、県漁連等や漁協あるいは市町村と連携をとりながら、栄養塩やプランクトンの発生、病害等に関する情報をできるだけ早い中で養殖業者に提供して、適切な養殖管理について指導し

てまいりたいと思います。

また、下の段のアサリについてでございます。

漁獲状況につきまして、右のアサリの漁獲量の推移を見ていただきますと、近年回復傾向にございます。平成20年1月から12月の漁獲量は、有明海及び八代海を合わせまして5,113トンということで、昨年とほぼ同程度でございます。

今後の対応といたしまして、平成17年に策定いたしております熊本県アサリ資源回復計画に基づきまして、引き続き、漁獲サイズや漁期の制限等の資源管理を指導しますとともに、漁場環境の改善等を行いまして、さらなるアサリ資源の回復といったものを目指してまいりたいと思います。

以上でございます。

○鬼海洋一委員長 ただいま3点にわたる報告をいただきましたが、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鬼海洋一委員長 それでは、その3点の報告の質疑はありませんので、次に移ります。

その他に移りますが、その他としては何か御意見ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○鬼海洋一委員長 それでは、要望書関係で、先ほど井手委員の方からも紹介がありました有明海再生に関する要望書が提出されておりますので、御参考までにお手元に配付をいたしております。お読みいただきたいと思います。

それでは、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

付託調査事件については、引き続き審査をする必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づきまして議長に申し出ることに異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鬼海洋一委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、閉会に当たりまして、今年度の執行部出席のもとでの委員会は、本日が最後であります。一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

この1年間、吉永副委員長を初めといたしまして、本委員会活動に対しましては、各委員の先生方には、終始熱心に御審議をいただきまして、また、円滑な委員会運営に御協力いただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

特に、喫緊の課題であります地球温暖化対策につきましては、地球温暖化対策に関する提言案をこの委員会でまとめることができまして、そしてその案をもとに今後の執行部の御努力をお願いすることになりました。心からお礼を申し上げたいと思います。

さらに、執行部の皆様にも、大変多くの課題があった委員会でありましたが、終始御協力をいただきまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

各委員並びに執行部の皆様方の今後ますますの御健勝、御活躍をお祈りいたしまして、簡単ではございますが、委員長としてのごあいさつにさせていただきます。

まことにありがとうございました。

それでは、吉永副委員長からも、ごあいさつをお願いします。

○吉永和世副委員長 最後の委員会でございますので、一言ごあいさつ申し上げます。

1年間、鬼海委員長のもとで、副委員長という形で担当させていただきましたが、委員の先生方、また執行部の方々に対しまして、無事に終了しましたことで大変感謝申し上げます。ありがとうございました。

環境問題は、意識改革といいたししょうか、

意識を持って行動することが一番大事であろうというふうに思っていますので、今後、県の目標、意識が高まっていくように、また今後とも活動してまいりたいというふうに思っております。

本当に1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

○鬼海洋一委員長 以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして第10回環境対策特別委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員の皆様には、お手元に連絡事項をお配りいたしておりますので、よろしくお願いたします。

午後0時40分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

環境対策特別委員会委員長